

プラトンのノモス論

Treatises on Platon's nomos

今 井 直 重

第一章 ノモスとフュジス

古代人は文字を書くことを知らなかったので人々は慣習と家長の法 (*ἔθεσι καὶ τοῖς λεγομένοις πατρίοις νόμοις*) を守って生活の規準としていた。⁽¹⁾ 大集団をなしてから各氏族は祖先から継承した家法 (*ἰδιος νόμος*) をもちより、この集団を構成する各氏族のうちから選ばれた人々が種々の家法のうちで最も適当と思われるものを採用して、その集団の法としたのが立法 (*νομοθεσία*) の始まりである。

太古においては、人々は祖先伝来の慣習を墨守して平和な生活をしていた。当時家族の家長が家族を統率し、各家族が集まって農耕を営み、城砦を築いて外敵、野獣の襲来を防衛した。かかる家族集団より国家が生誕したのである。人々相互の間の紛争に対しては、各家族の祖先伝来の慣習では裁決が困難なので、審判裁決のために、公共の利益を基準として法律を制定し、これに基づいて裁判するようになったのである。⁽²⁾

アルケラオス (Archelaos, B. C. 5 世紀末) は、「正・不正は人間の意思に基づく実定法 (*νόμοι*) によって判定されるとともに、人間の意思を超えた自然の法 (*φύσει*) に基づいて判別される」といっている。ポリス (*πόλις*) の法である実定法のほかに、人間の魂のうちに存するロゴス (*λόγος*) に基づく法の存在することを認め、しかもこのロゴスに基づくロゴス法が実定法に優先することを説いている。またエムペドクレス (Empedokles, 493~433 B. C.) は「殺

人を禁止する法律は、或る国においては正しく、他の国においては不正であるというがごときものではなく、いかなる国においても、何人にとっても正しいということは、それがすべての国家・人類に通ずる普遍的法則であり、神の定めた理法(ロゴス、条理)であるからである」とのべている。これらの教説はギリシアにおいてすでに実定法に優先する自然法・神法の存在が論ぜられたことを証するものである。

ギリシアにおける不文法(*ἄγραφοι νόμοι*)の存在の発見が自然法の嚆矢である。プロタゴラス(Protagoras, 500~430 B. C.)は、法の意識は神が人間に与えた賜であるとして、自然法の存在を認めている。ギリシアにおいては正義と真理との融合した不文の法を認め、不文の法の存在の源を神に求めたのである。⁽³⁾この法が時と処とを超越して普遍的に妥当する自然法である。自然法(*φύσις*)は神の宇宙支配・秩序維持の原理である。法(*νόμος*)という語は調和のある和音の意味に用いられ、⁽⁴⁾また秩序(*τάξις*)の概念をあらわすものであって、ものを秩序づけ規律する働きを意味する。それゆえに統一・支配の意味を含蓄する。風俗・慣習も不文法である。不文法はすべて成文法の基礎をなすものであって、成文法の力の根柢をなすものである。不文法に背く成文法は拘束力を有しない。人民は成文法を遵守する場合にも成文法以上の法、すなわち、ロゴス法を認めてこれに従うべきである。ノモスは外部的な拘束力をもつ法であるが、ロゴスは内部より人を導いてゆく力をもつ法である。ノモスによって拘束される前に、⁽⁵⁾ロゴスによって自己を律することが必要である。これが自律的服従である。ノモスは市民生活における他律的外面的な規範であるが、ロゴスは自律的内部的な規範である。ノモスを犯した者は刑罰を科せられるが、ロゴスを犯した者は人々の糾弾非難を受ける。真に善良なる市民はノモスのみならず、内部的な法であるロゴスに服するのでなければならぬ。立法家が成文法を制定せんとするとき、その法を制定することが必要である所以、すなわち、立法の精神を明らかにし、成文法のみならず、成文法以外の法、ロゴス法の精神をも体得していなければならないのである。立法家はノモスを制定することによって国民を外面的に規律するだけでなく、ロゴス法を自覚せしめて国民を内部的に自律するように導いてゆかなければならぬ。この意味において立法家は法を制定

することによって、国民をロゴスの自覚にまで教導するので、偉大なる国民の教育者でなければならない。真に正しい法はロゴスの指図によらねばならないのである。また成文法のうちに含まれているロゴス的な正当性が人をして法に従わしめる強制力の根源である。成文法に内在し、成文法の強制力の根拠となっているのがロゴス的な契機である。ロゴスが成文法の根柢となり、成文法として具体化する⁽⁶⁾のである。法は書かれたロゴスである。

ロゴス的な自然法は人間の魂の内奥にある止みがたき精神衝動であって、これは神の宇宙理性に連なるものである。かかる自然法が実定法の根柢に存在するのである。自然法は人間の魂のうちに存在する理性を通じて、神によって人間に課せられた法である。自然法は実定法を正当化し価値づける。人間の理性が正しいものとして認め、これによって人間が正しい方向への道しるべとして必要欠くことのできないものを実定法として制定するのである。それゆえに、法律は正義への道標であり、悪行を防衛して善に進ましめ人を有徳ならしめる教育的文化的働きを有するものである。外面的に法律に従うことは、内面的に自己の魂のうちに内在する理法・ロゴスに従うことである。遵法は他律であると同時に自律である。法律が国民に対してその一定の行為を拘束する他律性は単なる外面的な強制力として人間の自由意思を抑圧することではなく、国民をして根源的なロゴスにまで還帰せしめ、この根源的なロゴスの自覚を通じ自律的遵法精神に進展するのである。法律は国民を悪から守る教師であり、悪を切り捨てて、人間本然の善良なる姿に復帰せしめる友愛者である。法律は教師であるとともに親友である⁽⁷⁾。国家は法律によって国民を教育し、国民を自発的に倫理的国家的形成に参加せしめるのである。法律は徳義全体を目的とせねばならない。立法者は至高の徳・最大善を目的として立法すべきである⁽⁸⁾。法の根源はヌース(νοῦς)であり、理法・ロゴスである。法とは外面にあらわれた成文にとどまらず、暗黙のうちに人々の心を支配する力強いロゴス的なものが含まれている。法治国家においては国家の主体は人間でなく法である。法の本質は理法・ロゴスである。ヘラクライトス(Herakleitos, B. C. 540 頃)は「すべての法はただ一つの神の法(ロゴス)によって養われている」とのべている⁽⁹⁾。

プラトンにては、人間の魂の構造より考えて、人間は本質的にはロゴス的で、

善であるのであるが、他方においては欲情的で、悪が魂にまといつき、ロゴスを覆いかくしている。それゆえに、善とともに悪への衝動をもっている。ここに人間が神やダイモニオン (Daimonion) と異なるところがある。法を制定する目的は、人々が欲情に支配され、他人と争い、融和しないような頑固な心をもったり、公共の利益を害うような悪い行為をしないようにするため、冷徹で合理的で、時には威嚇的で恐怖を伴う法律が必要だからである⁽¹⁰⁾。法律の対象は火にあてても軟らかくすることのできないような頑固で強情な人間である。人々が欲情の綱に引かれてゆくのを引きとめる聖なる黄金の綱が国法である⁽¹¹⁾。

法は人間の心の不完全のゆえに、これを正しく導くために必要なのである。人々は自律的に徳を実現するだけの能力を有しない。それゆえに、法によって他律的に徳を実現せしめんとするのである。法はロゴスをその本質とし、正義の徳を実現することがその目的である。正義の実現が法の価値判断の基準であり、法の理念である。

法律に基づく政治は第二次的なるものであって、法律によらずに知恵によって最善と考えることを行うのが最もよい政治である。最善なる政治は法律によって支配することではなく、知恵と権威を有する人が支配することである⁽¹²⁾。第二次的な法治国家においては法律が、第一次的な理想国家における国王の知恵に代わるものである。法治国家においては、法の権威は国王の知恵と威厳をあらわすものである。法治国家においては、何ものも法律よりも賢明であることはできない⁽¹³⁾。法治国家においては治者も被治者も法律に背くことなく、法の権威を絶対的なるものとして尊重し、これに服従することが要求される。これが第二の航海 (δεύτερος πλοῦς) というのである⁽¹⁴⁾。第一の航海 (πρῶτος πλοῦς) においては哲人国王の知恵を舵として航海するのであるが、第二の航海においては法律を舵として国家という船が航海するのである。理想国家においては哲人国王の知恵が最も正しいのであるが、法治国家においては法律よりも正しく且つ賢明であるものは他にないのである。法治国家においては、国家を支配するのは人間ではなく法律である⁽¹⁵⁾。すなわち、法の支配 (νομοκρατία) である。法律が国家の支配者である。すべて国民はあたかも外敵に対して城壁を守るとくに、国法を遵守しなければならない。法治国家において、法律が支配者とな

らねばならないのは、人間の支配者が常に正しくその権力を行使する能力をもたないので、常に正しい政治を保障するためである。

(註)

- (1) Platon, Nomoi, 860a.
- (2) Ibid., 679b.
- (3) Ibid., 636c.
- (4) Ibid., 790e.
- (5) Ibid., 796a.
- (6) Ibid., 714a.
- (7) Ibid., 693b.
- (8) Ibid., 645d.
- (9) Herakleitos, Fragmente.
- (10) Platon, idem., X, 853a.
- (11) Ibid., 664e-665a.
- (12) Ibid., Nomoi, 709a.
- (13) Idem., Politicus, 299c.
- (14) Ibid., 300c.
- (15) Ibid., 299c.

第二章 ノモスと刑罰

プラトンにおいては、刑罰について復讐主義と矯正主義の両方が採られている。暴君のごとく、その大権を濫用して行った犯罪は治癒することのできないものであるから、ただ国民全体の復讐を受けるのみである。しかし、権力少ない者または権力のない者が罪を犯した場合に、正当に刑罰を受けるのは、その悪が矯正されるためである。正当に罰せられる者は受罰によって善良なる者となる。犯罪者に科される刑罰を他人に示し、犯罪者以外の者をして、犯罪に対して受ける刑罰に恐怖の念をおこさしめ、一般の人々を犯罪より救済せんがためである。すなわち、彼等を悪行より救済するには刑罰によるよりほかはない⁽¹⁾。プラトンのこの考え方は、一方においては、暴君等に対しては復讐主義を採り、他方においては、一般予防のため威嚇主義を採っている。刑罰は犯人の改悛の

ための機会を与え、改悪遷善せしめるというリープマン等の唱える教育刑主義と威嚇によって犯罪の伝播を予防せんとする一般予防主義を説いている。それゆえに、改悛の見込のない犯罪者に対しては離隔(国外追放)または死刑によって、その反社会性を除去すべきであるとする。プラトンによれば、犯罪は人間の魂の疾患より生ずるのである。犯罪者は魂の病人であり、反社会的病人であり、刑罰はその施薬である。刑法は犯罪者に対する治療の処方箋である。犯罪者によって社会の安全が脅かされているから、刑罰という治療によってこれを矯正し、矯正不能の犯人に対してはこれを隔離排除が必要である。このプラトンの考え方はロンブローゾ⁽²⁾等の唱える犯罪病理学派的刑法思想に類似している。すなわち、犯罪と刑罰との関係を応報主義的に考えずに、病気と薬との関係と見ているのである。この考え方によると、病気の質や程度に応じて施薬治療も異なるごとく、犯罪者の悪性・反社会性の質や程度に応じて、これを矯正するに適當なる刑罰を科さねばならない。この点においてはプラトンは特別予防主義を採っている。刑罰は復讐ではなく、犯罪者の改悛と未犯罪者の犯罪防止を目的とする。刑罰は無益に犯罪者を罰せんとするものでもなく、また一般人を威嚇するものでもない。それゆえに刑罰は応酬刑よりも目的刑を採っている。

しかしプラトンの学説の特色はポリス国家における国家と個人の有機的一体的関連性である。国家から離れた個人は考えられないし、個人から離れた国家も考えられない。ギリシア人にとっては国家と国民との関係は具体的事実的であって、抽象的観念的に考えられなかった。それゆえに、善良なる国民があって善良なる国家が生ずるのである。国家が善良であれば国民も善良となる。国家が善良であるためには哲人のごとき立派な統治者が必要であり、国家団体を構成する善良なる国民が必要である。国民が病めば国家もそれだけ病むことになる。国家の健康のためにも、国民を健康にしなければならない。それゆえに、国民を精神的に健康にして、健全なる国家を建設するために、犯罪者に対する刑罰は不可決なるものであると考える。犯罪の原因は魂の病気であるが、犯罪者の理性の欠陥、真理の無知、徳の欠如、欲望の満足、快樂の追求、真ならざる希望、恐怖心等が挙げられる。しかし、厳格なる階級分限国家であるポリス国家においては、犯罪者の身分によって刑罰の輕重を異にしたことは、今日よ

り見れば法の下での平等の原則に反するが、当時としてはプラトンのごとき大哲でも当然のことであったとしている。奴隷が自由人に対する犯罪、子が親に対する犯罪は敵罰に処せられた。最も重い刑罰をもって臨むものは、神を冒瀆する瀆聖罪（*ἐρουνλία*）、国事犯罪、尊属殺人であって、これらはすべて死刑を科せられた。奴隷がその主人または自由公民を殺すときは、彼を被害者の墓場に連れて行き、死刑執行人がこれに笞撃を加えて死に至らしめるのである。これは全く等価主義であり、応酬刑である。

犯罪には既遂、未遂、予備、予謀、正犯、従犯、教唆犯があり、更に犯意に関しては故意(有意)、過失(無意)及びそれら両者の中間である半ば無意、半ば有意の状態(怒りに乗じての激情状態)を挙げている。その他責任能力については責任無能力、違法阻却、正当防衛の問題を論じている。ただ不合理なる点は被害者が加害者に対してその罪を許すときは、加害者を無罪とするということは私情と国法とを混同するものであって、プラトンの法は正義を理念として、その実現を目指す役割を果すものであるという理論に矛盾するものである。

刑罰には死刑、禁錮、監禁、遠地、追放、笞刑、罰金がある。重大犯罪には法律守護官、上位の最良なる行政官の聴訟が必要とせられた。

裁判官は国王または立法者により制定された法律に遵い人々相互関係における正・不正を決定し、賄賂・恐怖・憐愛・憎悪に動かされず、法律の規定に背くことなく、彼自身の良心と徳義を⁽³⁾顕示して裁判すべきである。司法官は行政官のうちから最良の人物を互選することになっていた。この意味において、行政と司法との明確な分離が考えられていない。国事犯の審判には人民が参加すべきものと考えていた。その他の裁判にも人民が参加することがよいとして陪審制を考えていた。人民は抽籤によって選ばれた人々が裁判に参加するのである。裁判は原告及び被告の陳述に始まり、年長の裁判官が審問し、証拠物件を蒐集検討し、正しく裁判することを宣誓し、最後に裁判立会人の裁決の投票を行い、裁判が終了する。裁判は三審制を採用し、隣保裁判所、高等裁判所、最高裁判所があり、隣保裁判所にては人民が直接に裁判に関与した。すなわち、隣人、友人及びその裁判になっている事柄について熟知している者がこれに参加して裁判が行われた。また訴訟事件が公共の事項に関する場合は市民全体が

その裁判に参加した。国政に参与する者は共同裁判権があると考えていた。法廷の神聖と秩序を維持するために、法廷と劇場とを混同し、喧噪・罵言を放ち拍手・喝采等を行う者があるときは、神聖なる法廷を侮辱するものとして、法廷侮辱罪に問われた。

国家がよく秩序を維持して存立しているのは裁判権が確立しているからである。裁判機関が正しく設けられていない国家は非国家 (*ἄπολις*) であるとのべ⁽⁴⁾ている。

(註)

- (1) Platon, *Gorgias*, 80a.
- (2) 刑事人類学派のロンブローゾ (Cesare Lombroso, 1836~1909) は犯罪者は生理的変質者である。犯人は精神的及び肉体的に欠陥があるために軽微な刺激によって容易に罪を犯す虞がある。犯罪は病気と同じく、人の素質からくるものであるから、病人の取扱い方と同じく治療という立場から考えねばならない。そして犯人には種々の種類があるから、それぞれに適応した取扱いをする必要がある。かくてロンブローゾの研究は犯人を主眼とするもので、特に犯罪人類学派といわれる。
- (3) Platon, *Politicus*, 52a.
- (4) *Idem.*, *Nomoi*, 766d.

第三章 ノモス論(その一)

(1) 序 説

プラトンの哲学は単に哲学するための哲学ではなく、哲人になるための哲学である。哲学することによって哲人となり、哲人が国家の統治者となり国民全体に福祉を齎すことがプラトン哲学の理念である。それゆえにプラトンは決して一介の思弁哲学者たることをもって甘んぜず、機会が与えられるならば政治家・立法家として国民に奉仕することを念願としていた。このことは彼の名著理想国家や法律のうちに説いているのみならず、彼の生涯を通じて実践している。これは英国のギリシア哲学史家バーネットもいっているように彼が少年時

代ペリクレスの統治の下にあって、その顕要の地位にあった継父ピュリラムベスの家庭で育てられ、ペリクレスの政見を教えられていたことに起因すると考えることができる。⁽¹⁾

プラトンの対話篇36巻を通じて各所に彼の政治的関心が説かれている。政治は知識ある人間によって行われなければならないが、知識ある人間は政治を行う義務がある。哲学者をして国を統治せしめなければならないという信念はプラトンを「正しく且つ純粋に知を愛する者が統治者となるか、それとも統治者が真に哲学するに至るのでなければ人類の不幸は除かれぬ」と宣言している。⁽²⁾ また若くして純真な感受性の強い王と哲学者とが協力して政治を行うことを強調している。⁽³⁾

紀元前367年プラトンが60歳に達したとき彼の多年の宿願であった実際政治に関与する機会が到来した。この年シラクサ王ディオニシオス一世が38年間の統治の後63歳で病没した。その子ディオニシオス二世は無教育であり、政治に関する抱負経論を有しなかった。ディオニシオス二世の義兄ディオンはシラクサにおける最も有力な人物であって、20年前プラトンのシラクサ訪問以来彼を敬愛私淑していた。哲学と政治との一致についてのプラトンの教説を信奉していたディオンはプラトンを招聘してディオニシオス二世の教育に当って貰うことにした。プラトンは招きに応じてディオニシオス二世の師伝となり、シラクサをして強力な立憲君主国たらしめるように努力した。しかしディオニシオス二世はすでに30歳を超え余り賢明でもなかった。且つディオニシオス二世とディオンの間の不和のためディオンは追放され、前王ディオニシオス一世の師伝フィリストスがプラトンを中傷してプラトンとディオニシオス一世との間を離隔せんとして策動した。かくしてプラトンはシラクサを去ってアテナイに帰った。しかしディオニシオスが真に哲学に専念することを誓ってプラトンの復帰を懇請したのでプラトンは三度シラクサを訪れることになった。プラトンが帰任してまずディオニシオス二世とディオンの不和の調停仲裁に当たったのであるがその効果が全くなかったばかりか、かえって両者の抗争が激しくなり、ついに兵火を交えるに至ったので、プラトンは身をもって難を免れて帰国した。これが紀元前360年のことである。紀元前357年ディオンはギリシア各都市の義

勇軍をもってディオニシオス二世を放逐し、シラクサの統治者となった。そこでプラトンはディオンの懇請によってシラクサの憲法制定について種々の助言を与えることになった。これがプラトンの最後の実際政治への関与であった。その後紀元前 347 年彼が歿するまで最後の大作法律篇の作成に専念した。彼は「書きながら死んだ」(escribens est mortuus) ⁽⁴⁾といわれている。

プラトンの対話篇36篇を 4 篇を 1 集として 9 集に分つと、その年代順に次のごとく分類することができる。

第一集、Euthyphro, Apologia Socratis, Crito, Phaedo.

第二集、Cratylus, Theaetetus, Sophista, Politicus.

第三集、Parmenides, Philebus, Symposium, Phaedrus.

第四集、Alcibiades I, II, Hipparchus, Amatores.

第五集、Theages, Charmides, Laches, Lysis.

第六集、Euthydemus, Protagoras, Gorgias, Meno.

第七集、Hippias Maior, Hippias Minor, Io, Menexenus.

第八集、Clitopho, *Respublica*, Timaeus, Critias.

第九集、Minos, *Leges*, Epinomis, Epistolae.

プラトンが法律を起草する動機については前述のごとく哲学と政治との結合関係にあるが、他方プラトンがソロンの法律、カタナ (Catana) のカロンダス (Karondas) の法律書、ザレウコス (Zaleukos) の法律、東部レスボス (Lesbos) 並びにイオニアの法律、スパルタの立法家リュクウルゴス (Lukourgos) の法律、クレタの伝説王ミノス (Minos) の立法等について比較研究をしていた。

立法の精神についてプラトンは法律において次のごとく述べている。リュクウルゴスの立法とミノスの立法の目的が何であるかに関して、スパルタ人とクレタ人は国家生活の事実はいかなる扮装の下においても相互間の闘争である。平和と称せられるも 眞実は本性上、一切の国家は他の 国家に対して 布告なき戦争の状態にある。それゆえに国家にとって最高の善は戦争における勝利である。スパルタ、クレタの一切の制度において勇敢という大徳がつくりあげられ ⁽⁵⁾た。しかしアテネ人はこれに反対する。眞の勝利は自分自身に対する勝利である。すなわち自己自身のうちにおける要素のうち、社会生活において悪い要素

を善い要素によって征服することである。勝利は征服ではなく、調和が生ずるときに完全である。戦争ではなく平和が社会及び個人を構成する要素のうちに生ずることが最高の善である。⁽⁶⁾

プラトンはアルゴス、メツセネ、ラケダイモン等の諸国家の成立過程を実証的に研究し、すべての国家に通じて一つのを凝視して、それを追求した。それが徳である。多くの徳も一つの徳に帰一する。諸徳の帰一する徳の形相が存在する。それが徳のイデアである。法はこのイデアが現実国家において働きつつあるときの姿である。

法とは国家に実現したイデアの別名である。現実国家はクロノス時代の善き国家の模倣である。善き国家において国民を支配する者は人間ではなくして法である。法治国家とはイデアの支配する国家である。統治者とは法に奉仕する人である。法に奉仕することはイデアに従うことにほかならないのである。正しいイデアが神と名づけられるならば、善き国家すなわち法治国家の統治は神の統治である。法が統治者を支配し、統治者が法の下僕である国家においては、神が国家に与えるすべての善が見出される。⁽⁷⁾

正義は常に神に伴われ、神の法則を破るものを処罰する。福祉に浴せんと欲する者は正義に従い、あらゆる恭順と礼節をもってそれに固く結びつかねばならない。神こそわれわれにとってあらゆるものの標準である。人間が万物の尺度であるのではない。このことは神にとって最も真実なことである。国家は法によって神に似たものとなろうと願わなくてはならない。⁽⁸⁾

ギリシアのポリス国家は家族民族の拡大した家族的共同体であって、血縁的・地縁的・同質的の閉鎖社会であった。それゆえに法律的(ノモ斯的)であるよりも倫理的(フェジ斯的)性格をもっていた。この倫理的性質を保持するために法律が生ずるのである。個人は単なる個体ではなく、個人以上の高次な有機体としての国家の構成要素である。国家の道徳的使命達成に各人の担当する持場において自由な活動を行うギリシア人の法は自己制限 (Selbstbeschränkung) である。

人間はポリス的な存在であって、非ポリス的な人間は人たるの資格を欠くのである。市民たること以外に完全な人間であることは不可能である。市民の全身には全体の血が躍動している。哲人は孤高の生活に甘んじて自己を救うだけ

ではなく、国家を救い、市民を救わなければならないのである。国家は市民の徳による市民の幸福を目的とする。市民各自の幸福は各自の徳を養うことによって得られるのである。市民の徳の育成を国家が掌る。市民各自と国家とは対立したものではない。市民の自由は国家と対立し国家から分離する自由ではなく、国家と共存する自由であり、国家からの自由解放ではなく、国家による自由である。これを保障する役割を果すものがノモスである。ノモスは市民に対して市民的自由を保障するものである。⁽⁹⁾

(註)

- (1) Burnet, Greek Philosophy, I, P. 208.
- (2) Platon, 第七書翰 326a.
- (3) Platon, Nomoi, 709e.
- (4) Wilamowitz-Moellendorff, Platon, I, S. 779ff.
Stenzel, Platon der Erzieher, S. 107ff.
Cicero, Cato Maior, V, 13.
- (5) Platon, Nomoi, 626a.
- (6) Ibid., 631b.
- (7) Ibid., 715d.
- (8) Ibid., 716ab.
- (9) A. Riehl, Plato, 1919, S. 22ff.
A. E. Taylor, Plato: The man and his work, 1927, P. 463ff.
T. Burnet, Greek Philosophy, 1928, P. 205ff.
Otto Apelt, Platons Gesetze, 1916, S. 223ff.
R. Garnett, The Republic of Plato, 1924, P. 288ff.

(2) ノモスの構造

プラトンの法律論において説かれている法の概念により、法の本質を次のごとくに規定することができる。

- (1) 法は人間の国家生活の規範であって、市民としての倫理的人格形成の規矩である。国家は国民の有機的統一体であって、市民はすべて国家という巨人の一部を担当するものであって、国家の一員として市民の徳性を養わしめる

規範が法である。(市民的・倫理的規範)

- (2) 法はそれを守らないもの、従わないものに恐怖の鞭(制裁・刑罰)を加える強制力のある規範である。而してかかる恐怖の鞭はディケーの女神に伴われている正義を理念とする法則であるから、これを破るものに対してディケーの神がこれを処罰する。(強制規範)
- (3) 法は市民をして倫理的國家の形成に向わしめるように教育する規範である。消極的には市民を悪から護り、積極的には善に進ましめ有徳な人格を育成し、倫理的國家形成に向わしめるための規範である。教師の生徒に対する愛のごとく、市民に対する愛の教である。しかしそれは単なる愛ではなく、一に制裁の教鞭をもつ教師の愛である。真に愛する者の鞭は火にあてても軟らかくすることのできない人間、市民的自覚を欠いた頑固な靈・強情な心に対して使われる規範である。(教育規範)
- (4) 法は市民説得の規範である。法は市民に対して説得し納得承認せしめて、自発的に有徳に向わしめるため、立法の主旨を徹底させるために前文を附し説明を加えることが必要である。かくすることによって市民が自発的・自律的に法を遵守するに至るのである。(説得規範)
- (5) 法は理性(ロゴス)の規範である。法は欲望を制限し、市民にロゴスの眼を開かしめ、徳のアイデアをあこがれ追求せしめ市民をして有徳・幸福に向わしめる規範である。(理性規範)
- (6) 法は人間の精神を解放してアイデアの世界に導く魂の規範である。物質の世界から魂の世界へ、現象の世界からアイデアの世界へ、欲望の世界からロゴスの世界へ、悪の世界から善の世界へ市民を解放救済する規範である。(魂の救済規範)
- (7) 法は市民を有徳にし、幸福に進ましめる規範である。法は市民をして、その魂のうちにある徳、巨大な人としての國家のうちにある徳を十全に自覚育成せしめることによって幸福に導くものである。幸福とは魂の調和、自足円満の状態をいう。法は倫理に奉仕し市民をして有徳幸福に導く規範である。(善福規範)

以上のごとくにしてプラトンの法の本質は市民的・倫理的・強制的・教育的

・説得的・理性的・解放的・善福的規範であるということができる。

而してかくのごとき法がどこから由来し、何によって正当とされるか、すなわち法制定権力と法の正当性の問題について、プラトンはヘラクライトスの言葉を引用して「人間のすべての法は神のただ一つの法(ロゴス)によって養われている。法の根柢にはロゴスがある。人定法は唯一の神の法にその淵源を発する」という自然法思想が存在する。ロゴスは内面的自律的な法力であり、内部より自律的に市民を導く力であって、自由と自治がこれによって保障されることができる。ロゴスは黙示的な不文の根本規範であって、法に正当性・価値・権威を与える内なる力である。ロゴスは神によって人間に賦与されたアイデアの認識能力である。ロゴスによってアイデアたる神の法を認識して人定法を定立するのでなければならない。このロゴスによって認識される法の理念たる自然法がピュシス⁽¹⁾ (φύσις) である。

プラトンにおいては自然は決して偶然に委された無秩序なるものではない。ピタゴラス学派について教理を極め宇宙の秩序と整正・合目的性を認識していたプラトンにとっては、宇宙秩序・規律と調和の維持は宇宙性ヌース(νοῦς)の支配力によるものであり、神の合目的的な計画・意図によるものであることを認識した。ピュシスは宇宙理性の所産であって、全宇宙に普遍的であり、宇宙の必然的な法則である。人間のロゴスによって制定された人定法ノモスはピュシスに基礎をおいているが特殊的であり、偶然的な自由な法則である。ピュシスはものの本性に根ざす法(本具法)・宇宙性ヌースに根ざす法であり、実定法の根柢にあって実定法を吟味する法、実定法を正当化し価値づける法であり、人間のロゴスを媒介として人間に課せられている法である。ピュシスがノモスの原型としてノモスに実現化されることは魂の奥底に存在する止みがたい根本衝動であるものである。

ロゴスは人間の魂のうちにある不死なるもの、人間の恣意(欲情)を制限抑制するために法を定立することを要請する。ロゴスはノモスを定立することによって人間を欲情より解放してアイデアの方に向わしめ、宇宙理性に通わしめる働きをするものである。

法定立の根柢についてトラシマコス⁽²⁾はマルクスのいうごとく、法は強者の利

益のために弱者を強制する規範であるという。カリクレスは近代民主主義の理論と同様に法は弱者の大衆によりその利益を擁護するためにつくられた規範であるという。リュコフロンは社会契約論者の説くごとく法は人々が相互に生命財産を保障し合うためにつくられた規範であるとする。またプロタゴラスは人は本性上神によって正義感情と倫理的羞恥心を賦与されている。これが人間の自然の性情である。それゆえにかかる人間に共通の一般的意見あるいは輿論によって善悪正邪が定まる。法はかかる人間の一般共通意見の善悪正邪の最高の規範を表明するものでなければならないという。ここに前述の実力説や契約説⁽²⁾に対して輿論説や団体意思説の理論が見られる。

しかしプラトンにあっては法は人間のロゴスの要請として定立されるものである。かくしてロゴスによって定立された法は正義のイデアへの道しるべであり、悪を防衛する基準であり、市民を教育し有徳にして幸福に導くための規範である。有徳でない者には絶対に幸福を享有することは不可能であるからである。人はイデアを分有することによって幸福であり得るからである。国家は法律によって市民を教育し、市民を自発的に倫理的國家建設に向わしめる。この場合ロゴスの働きが法に先行し法の根柢となり、法を具体化する。法とは書かれたるロゴス⁽³⁾(条理)である。

法に従うことは内面的なロゴス(条理)に従うことである。遵法とは他律であると同時に自律である。法治國家における市民に対する法の他律性は単に外部的・強制的な力として人間の自由性を抑圧することではなく、人間を根源的ロゴスに還帰せしめ、この根源性のうちから再び自律的に遵法の生活に復活せしめることになる。かくして法は市民を悪から護る教師であり、悪を捨てて、本⁽⁴⁾然的な善性に還帰せしめる愛の規範である。

現実の社会を構成する人間はイデア的國家へ還帰するには余りに非哲学的であり、社会には欲情・恐怖・快樂・不正・勝手な憶断が渦巻いている。法治國家はもはや美しい夢を追っているのではなく、個人的・社会的悪と闘う力でなければならない。かかる場合には悪には法は強力無比な圧力であり、恐怖⁽⁵⁾である。法は市民に対して恐怖の鞭として軍事・競技・教育・婚姻・産業・信仰⁽⁶⁾等のあらゆる公的・私的生活の全体に亘って統制するものである。しかし法は

市民から党派を解消し、内的統一を確保し、敵に対する勝利よりも和解による友愛と平和を求めるものである。すべて立法者の目的は最善を追求するにある。最善とは戦争でなく、内乱でなく、相互の平和と友愛である。⁽⁷⁾ここに法治国家が世界内の主体性を担う力としての自覚が見られ、国家の対内性が同時に対外性を契機としてまた対外性が対内性を契機とする弁証法的統一体としての自覚が窺われる。

次にプラトンは法を種々な方面より観察して次のごとくに分類している。

I、法制定者の法定立の意図によって分類すると次のごとくなる。

- (1) 理性法 市民をロゴス的に自覚せしめて有徳に向わしめ、市民に至福を享有せしめる法であってこれが真の法である。これは立法者のロゴスによって定立された法である。
- (2) 暴力法 統治者の恣意によって定立された法であって、統法者自身の利益のための法であり、自己の地位を保持することを第一義とするものである。しかも法に違反するものを厳重に処罰するから、ピンダロス (Pindaros) の言葉をかりて暴力法と名づける。(偽の法)
- (3) 階級法 或る特殊階級の利益のみを目的として定立された法であって、国民全体の利益を顧みないものである。それゆえに立法者たる支配階級擁護のための法とならざるを得ない。(偽の法)
- (4) 媚民法 民衆政治家が自己の地位を守るために民衆に媚びるために、民衆の欲望を満足させるために定立する法であって、アテネの大政治家達は皆この方法によって衆望を得てきたのである。不純な目的をもって制定された法である。⁽⁸⁾(偽の法)

II、ピュシス・ロゴス・ノモスの関係によって分類すると

- (1) 自然法(ピュシス)(天則) ギリシアの自然法は近代の自然法のごとく、人定法を破壊するためのものではなく、宇宙理性(ヌース νοῦς)の支配する神の意図による法である。宇宙の秩序・規律・調和の維持は自然法に従ってなされているのである。自然が偶然に委されていないので、合目的的に一定の秩序をもって運行しているのは宇宙理性の法則によるのである。あらゆる存在の背後にある法であって、時と処とを超えて普遍的に妥当す

る法である。

(2) 理性法(ロゴス)(心則)(ロゴスを媒介として人間に認識された法)

人の魂のうちにおいて支配的地位を占めている、アイデアを看取する能力を有するロゴスによって認識される内面的な自律的な法である。この法が実定法の根柢をなすべきである。ロゴスはアイデアを看取することによってアイデアを分有し、アイデアを認識する。ロゴスはピュシスとノモスを結合する働きをなす媒介者である。

(3) 実定法(ノモス)

(a) 不 文 法

慣習法・伝承法・戒律等のごとく文字に書かれない法であって、書かれた法である成文法に発展し、その基礎となることもある。大体において人間の多年に亘る行態の準則として発生し固定したものである。ギリシアにおいては近代法とは逆に不文法に反する成文法はその効力を有しないのである。それゆえに不文法は成文法に優先することになる。

(b) 成 文 法

法文に書かれた明示的な法であって、その文章の形式により次の二つに分つことができる。

(i) 専断的の命令法 (*τυρανικὸν ἐπίταγμα*)

命令・禁止の法文より成る短い法であって、市民に服従を要求し、服従しない者には威嚇を加え、制裁を規定する強行法である。前文も説明もない一方的な命令法である。

(ii) 説 得 法

法の前文において十分に市民を説得し勧告し市民に立法の精神を会得せしめ、市民をして自発的に遵守するように導く法であって、前文と本文とが混合しているので混合法ともいわれる。教育法・勧告法ともいうべき法であって、⁽⁹⁾ 任意的性格を有するものである。

(-) 法律の目的を具体的に明示してプラトンは次のごとくのべている。

- ① 憲法の擁護(第一目的)。② 市民の恣意を制限する(節度調和のある)自由を与えること。制限ある自由とは人間の自由である(ロゴスの自由)。

無制限の自由は動物の自由である(パトスの自由)。③ 市民に公共善(全体の善)(徳)を齎す。④ 国家を富強にすることではなく、市民を有徳・幸福ならしめること。⑤ 戦勝ではなく、他国との親睦と平和を齎す。⑥ 誕生から死亡に至るまで人生の一切のことがらを包含して、人間の行態の規範を示す。⑦ 人間性の本質に根ざすものであって、一時の社会的必要に応ずるものではない。⑧ 市民を教訓して有徳の人(善人)ならしめ、法の必要なならしめんことを期す(法の目的は法の必要のないこと——法の自己否定——を期する)(法は人を徳の方向に牽引する黄金の綱である(ヘクライトス))。⑨ 法は国家における教育の一部を担当する。

(二) 立法家の心得についてプラトンは次のごとくのべている。

① 立法家は法の精神を体得すること。② 立法の精神を明らかにすること。③ 歴史的伝統・民族的精神・気候風土・経済的資源等を考慮すること(歴史法学・民族法学の先駆)。④ 多くの経験に基づき賢明なる議員の評議を必要とする(規範と事実との結合——法の実効性の保障のため)。⑤ 法を膠着せしめてはならない。立法者の知恵によって法を改正する(法は恒久的・絶対的ではない——事情に応じて変更する)。⑥ 法は単なる理想であることなく、人間の普通意識をもって基準とする。⑦ 立法家は法の主人ではなく法の忠僕である。法を通して国民の教育者である。⑧ 長い経験に基づいて、豊かな法の知識を有する人によって制定されねばならない。

(三) プラトンは法を概念的に広義の法と狭義の法に分ち、広義の法のうちには宗教・道徳・慣習・戒律・法律等を含み、狭義の法は実定法である。実定法には(a)厳格なる強制の声としての法と(b)合理的な説得の語としての法とがある。

厳格なる強制の声としての法は悪人に対して悪行を制御するために絶対服従を要求する命令、禁止より成る前文のない短い法である。かかる前文説明のない一方的命令を専断的命令という。服従しない者には威嚇と恐怖を加える。市民のポリス(国家)生活の規準として、公的・私的生活の統制は必要であるから、これを守らないもの、従わないものには恐怖の鞭・制

裁の刑罰・法の強制力を与えることは市民の倫理的人格形成のため、法の理念たる正義の女神ディケーの神則としてそれに伴われている。

合理的な説得の語としての法に立法の趣旨を徹底せしめている法と本文のみの法があって、前文においては市民を説得し勧説する法文があり（ロゴスの契機を含む）、本文は国民を有徳に向けしめるために命ずる。他律的に遵守することを要求する（ノモスの契機を含む¹⁰）。

ノモス概念の特色としてプラトンは次のごときものを挙示している。

- ① 法においては強制が必要である。法に従うことが背いてゆくときよりも一層美しく、正しく行わしめるとすれば法の強制は絶対に必要である。
- ② 法はポリス生活の前提条件であって市民の恣意を制限する。市民の実践規範の全体である。
- ③ 特殊的個人に対する一般者、客観的・公共的・理性的な団体規範である（団体における個人の行為規範）。
- ④ 市民が知ると知らざるとにかかわりなく、また守ると守らざるとにかかわりなく、既存的・先存的・外在的な市民の主となり、市民の奉仕を要求する。
- ⑤ 特殊的個人に対して義務的拘束力を有し、各人の価値能力に応じて義務を分かち、すなわち各人にその役目を分かち定め、各人の役目に対して（徳アレテー・技能）を修練することを要求する（これが真のノモスの精神）。
- ⑥ 法は社会的・人為的なものであるが、その本質は人間を拘束するよりも、人間を解放する手段である。すなわち物質一元の世界から魂の世界へ、現象の世界からイデアの世界へ、欲望の世界からロゴスの世界へ、悪の世界から善の世界へと開眼・解放することを意図するものである（欲望を制限節制しなければロゴスは開眼しない）。市民はノモスを媒介としてそのロゴスを開眼し有徳に至るのである。市民のロゴスが開眼すると魂はイデア——善のイデア——を追求し、有徳・幸福に向うに至る。

プラトンは法と知恵（ソフィア）と術知（テクネー）との関係について論じている。知恵は純粋にロゴス的なものであって法（ノモス）に優越する力を有するものである。それゆえに知恵ある王（哲人）が国家を統治する場合には法を必要としない。法はあっても哲人政治においてはその権威を有しないのである。知恵は市民を悪より防ぎ、善良ならしめ、正義を実現する力を有するものである。

知恵は純粹ロゴスによってイデアを看取し、分有する力を有するものであって、所謂純粹理性知である。

ノモスはロゴスによってイデアを思慕し、これを分有することによって生ずるものである。知恵ある王が存在しないときに（市民を正しく統治する知恵を有する者のない場合に）ノモスが必要とせられ、ノモスによる統治が要求される。人は哲人以外の人によって統治されてはならないので、哲人の存在しない場合には、人の支配に代わり法の支配（法主権）が行われることになる。ノモスは一般的形式を規定せる規範であって、間断なく発生する法現象に対して妥当せしめるには、ノモスは余りにも多くの間隙を有するものであるから、その間隙を充填するものとして知恵のほかに術知（テクネー）が必要とされる。術知は知恵の実践的なものであって、経験とロゴスとの混合したものである。これは統治者の見識・正しい憶見ともいふべきものである。テクネーは直観によってイデアを分有することによって生ずるもので直覚知である。その場合に応じて適わしい（μέτρον）その時機を得た（καιρός）当にあるべき措置をとることを知る能力（良識）である。これはまた測定知（μετρική）ともいわれる。

（註）

- (1) Apelt, Platons Gesetze, S. 223ff.
 - (2) Garnett, The Republic of Plato, P. 288.
 - (3) Platon, Nomoi, 714a, 721c.
 - (4) Ibid., 693b.
 - (5) Ibid., 864b.
 - (6) Ibid., 883a.
 - (7) Ibid., 628c.
 - (8) Ditto.
 - (9) Ibid., 701b, 812c-813b.
 - (10) Idem., Politeia, 424bc.
- Pfister, Die Prooimia der Platonischen Gesetz, SS. 173-178.
- (1) Idem., Nomoi, 644e-645d, 712a-715e.
 - (2) Graham, English Political Philosophy, P. 207ff.
- Walter Kinkel, Geschichte der Philosophie von Sokrates bis Aristoteles, S.

190ff.

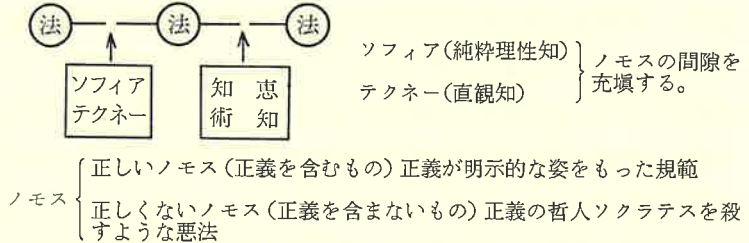
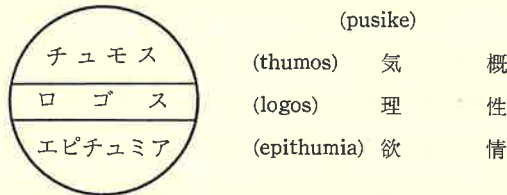
Windelband, Platon, S. 100ff.

Gustav Kafka, Sokrates, Platon und der Sokratische Kreis, S. 114ff.

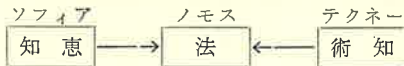
Heinrich Barth, Die Seele in der Philosophie Platons, S. 216ff.



ロゴスはピュシスとノモスとの架橋的な作用をなすものである。人は魂のうちにあるロゴスによってピュシスを認識して、これを実現する根本衝動にうたれる。



悪法を矯正し、改正するという役割を果すのは知恵と術知である。



ソフィアとテクネーの補足によってノモスは完全な働きをなすことができるのである。

(3) ノモスの理念

正義は当為であり、現実に対する要求である。個々人がこれを認めると否とにかかわりなく、当に認むべきとしての理性の要求が理念である。正義は理念として理性の普遍妥当的な要求である。真理は純理論的の面においてあらわれ

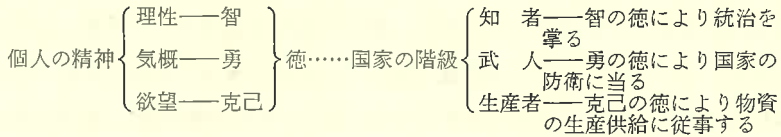
る理念であり、善及び正義は実践的の面においてあらわれる理念である。道徳的理念としての善は内面においてあらわれる実践的理念(内面的理念)であり、法的理念としての正義は外面にあらわれる外的実践的理念である。正義は人間相互の尊厳性に妥当するものとして平等性を本質とする。ピタゴラスの正義の本質は平等であり、自乗数である。等しいものに等しく分けられる数である。アリストテレスによれば正義の内容は社会公共の福祉 (bonum ommune) であって、具体的には各人に各人のものを配分すること (summi cuique tribuere) である。アリストテレスは正義を均分的正義 (justitia commutativa) と配分的正義 (justitia distributiva) とに種別し、均分的正義とは社会のために有能なる者も無能なる者も、その能力の如何に関せず、絶対平等に社会的利益が分与されることをもって正義とするものである。基本的人権の保障における平等経済における相対的交換関係(交換的正義)、法の前の平等(司法的正義)、法の平等(立法的正義)、同意に基づく契約関係等においては均分的正義が実現されねばならない。しかし人間は価値的存在であって、没価値的な原子的な存在ではない。価値的存在である人間にとっては、当然に配分的正義が実現されねばならない。配分的正義とは各人の能力とその社会に対する貢献と功績に応じて、それぞれ公平に社会的利益の配分がなされることをもって正義の実現とするのである。報酬の分与・栄典の授与・制裁刑罰等の場合に見られる比例的平等をいうのである。

人は正義を認識せんとすれば自らを正しくすることが要求される。正義は公平無私でなければならない。正義において法と道徳とが提携する。正義は法と道徳とを包括する道義理念である。プラトンにおいては、正義とは市民が国家に対して各自がそれぞれに与えられた自己の持場を堅持して、これに専心努力し (τὰ αὐτὸν πράττειν) 決して他人の活動領域へ介入して、他人の持場を侵すことのないことをいう。すなわち、正義とは市民が自己の責務を専心に実現することをいうのである。各人の魂の各部分と同様に国家の各階級が自己に課せられている職責を実行することが正義である。国家という有機的団体を構成する各人がその国務の分業組織の一部を担当する者であることを自覚し、各自の階級の分限を守り各自の階級の徳(特殊なすぐれた能力)を実現することが正義で

ある。かくすることによって各階級の秩序と調和が保たれる。

正義は個人及び階級の活動を規律調整して、その能力の発揮に対して一定の方向と限界を与える包括的な徳である。かくして種々の活動の間の調和が成立し、健全な有機的全体が形成される。

正義は各々の徳が調和しつつ本性を発揮するときに成立する統一的な徳である。それゆえに正義の徳は孤立的な個人によってではなく、国家によって実現される。国家の目的は国民を育成して有徳な生活を営ましめて正義を実現するにある。国家は国民の有機的結合体であって、国家自身が有徳であることによって各個人を有徳ならしめることができるのである。



国家はこの三者の調和的活動によって正義を実現することができるのである。

全市民が日常生活において我を棄てて、共同体に奉仕することが正義である。自己のみに奉仕する生活やあるべき自己以上のものを求め望む生活はもつべからざるものを求める盗人の生活であり不正義である。⁽¹⁾

市民が自己中心に動くとき共同体としての国家は内的に崩壊する。すなわち他を傷つけ自己の我欲を強奪すること (pleonexia) は国家を無秩序 (akosmia) と無拘束 (akolasia) の状態に陥れる。宇宙全体が秩序と調和を本質とするように国家は秩序・結合・調和・統一を本質としなければならない。為政者は政治に、軍人は防衛に、農工商人は生産に、各自の活動分野に専念する(τὰ ἑαυτοῦ πράττει) と共に各自の生活が国家の全体性に関連して全体的調和を保たねばならない。⁽²⁾ かくして正義が実現されるのである。個人が交響楽の高音・中間音・低音のごとくに全体の部分となるとときに、全体は調和ある全体となり、各人の職域奉公は全体的自覚(ホモノイア homonoia) の下において行われる。⁽³⁾

階級は財産の所有によって生じたものでもなく、国家の外部的な圧力によって生じたものでもない。それは国家自体の秩序維持、正義実現のための要請である。市民の国家への奉仕は暴力政治(ティコランニ = tykoranni) の下におけるごとく強圧権に対する屈服ではなく、市民の共同体意識の自覚の発現である。

国家への奉仕は市民の自覚的意思に基づくものであって、自律的である。個人は個体であると共に全体性を負うものである。単なる個人ではなく市民である。市民はそれぞれの特異な生命を通じて全体性の肢体である。国家は生ける人間 (*καθάπερ ένα άνθρωπον*) であるから、その肢体たる個人の生活の端から端まで全体の血管が脈動する。生ける人間は物質的精神⁽⁴⁾である。

各人は自己に適した仕事を選んでそれに専念して他の領域に手を延ばさないようにすれば、その仕事に上達し、能率が増進し、生産力も増大する。これが正義⁽⁵⁾である。

国家が独立国として他国に対して自主的であるのは国家が世界内存在としての対他的自覚をよびさますためである。個人は国家を媒介として世界に連なるのである。しかし他国の悪と不正義に対しては市民の安全と平和を保障する国家は正義のための戦争をあえて辞するものではない(正当戦争論)。戦争は悪に対する正義の術である。楯や剣をとる術は正義の維持と実現の道である。戦争の根源には悪と善・不正義と正義との相尅がある。正義の戦争の反面には悪と不正が牙をむいている。防衛者は悪と不正に対する戦士であり、正義の擁護者⁽⁶⁾である。戦争は国家の欲望ではなく正義を実現する術である。

人間は生来それぞれの天分を享け、公共人格たる国家に対する任務が定まっている。この任務を守ることが正義である。国家の各階級が自然によって(生まれながら)与えられている職分を十全に果し、各階級の活動を調整して調和を保ち、健全な有機的全体を構成する徳が正義である。階級は世襲ではなく能力主義である。各人が正当な地位にいないとき調和が害われ統一が破られる。不調和・不統一は悪の原因であり、不正義である。正義は調和の徳であり、協業の徳である。各人がその性質と能力に適する地位を離れると正義(ディケー)の神が襲うて破壊に導く(アナクサゴラス)。正義の神はものの本性という指揮棒をもって調和を破った強情な楽器をその本来の調子に追い戻す。正義の神は調和を破るものを追い戻して調和に導く。正義(ディケー)の神は和合の神(テミス)の娘であって、調和の神である。正義の神は各人への割当(仕事の分担)すなわち政治・軍事・産業等の仕事を割当て分担させ、更にその分担したものを和合する⁽⁷⁾。

個人は国家生活において正義の徳を養うのである。国家は個人を有徳にする

倫理的な存在者である。国家は法律と教育を通じて個人を有徳にする。しかしそれがためにはまず国家自体が正義国家であり、有徳でなければならない。それゆえに国家自体が正しい国家であるためには、その国家の組織が正義に適い、国家のロゴスたる統治者にその人を得ることが最も大切である。かくすることによって市民全体が最大の幸福を享受することができる。プラトンにおいては幸福は常に神(ダイモン)と偕にあって徳を行い、心が安らかで愉悅に満たされた状態をいう。幸福は魂を浄化し(カタルシス)魂の諸機能が円満に働くことによって得られる。

プラトンは階級的権力分立によって国家的正義の実現を期したのである。過度の権力集中は破滅に導く。また過度の権力は腐敗の原因である。スパルタにおける二王制や元老院における老人議員と青年議員と監督官(エフォロス)との調和のごときは権力の分立と調和を示すものである。プラトンの国家論における階級制度は権力の分立と均衡が調和の徳・正義の実現に必要なことを証するものである。

| | | |
|---------------------------|---|---------------------------------|
| プラトンの権力 分立の (国家的正義) | { | 統治権——統治者——支配権のみ独占して、軍事力・経済力を欠く。 |
| | | 軍事権——武人——軍事権のみを独占して、支配力・経済力を欠く。 |
| | | 経済権——市民——経済権のみを独占して、支配力・軍事力を欠く。 |

純粹の被支配階級たる市民は統治者・武人のやり方が意に満たないときには、経済権を発動して、物資の供給を抑制してその反省を促し、支配者階級をして正しく支配せしめる反省の機会を与えた。それゆえに市民の経済権の独占は支配権の抑制機関の意義を有する。

階級権力分立は各階級の権力の長所の混合であって、配分的正義の表現として国家活動に力学的緊張を与えるものである。

次に個人的正義とは魂の各部分がそれぞれ自己の分を守って理性の指導によってその特殊の徳(能力)を発揮してよく調和を保つことであるという。

| | | |
|---------------|---|---|
| 魂 (psychē) | { | 理性 (logos) アイデアを追求し、知の徳をもつ。 |
| | | 気概 (thumos) 理性と欲情との中間にあって理性を援助する。理性によって制御された勇の徳をもつ。 |
| | | 欲情 (epithumia) 理性に反抗して、理性をかき曇らす傾向を有する。理性に制御され、つつしみ深くなり、節制の徳をもつ。 |

人間は衣食住の欲望と自己防衛の勇氣と知的能力とをもつ。国家も物質的生産者と防衛者軍人と理性に卓越した治者をもつ。かくしてプラトンの国家構造論の根柢には人間精神についての深い心理的分析と省察がある。

人の心のうちには常に mehr Licht を憧れる働きがある。これが logos である。最高の logos と最低の epithumia との間のもものが thumos である。logos は愛知者であり、epithumia は農民・技術者・職人・牧羊者・商人等のごとき産業的地盤を構成する人々であり、thumos は騎士的精神をもって、名譽を重んじ、不正と戦う正義の防衛者としての武人である。⁽⁸⁾

(註)

(1) Platon, Nomoi, 697d.

(2) Idem., Politeia, 519c.

(3) Ibid., 443d.

(4) Idem., Nomoi, 829a.

(5) Idem., Politeia, 423d.

(6) Ibid., 423c.

(7) Ibid., 592b.

(8) Ibid., 440b.

Horn, Platon-Studien, 1930, S. 358ff.

Ernst Stoelzel, Platon, 1908, S. 5ff.

Wilhelm Windelband, Geschichte der Philosophie, 1924, S. 86ff.

(4) ノモスの制度

(a) 選挙

選挙は統治者を選定し、国事を決定し、国家活動の源泉である国法制定機関である評議会の構成員を選定する行為であるから、選挙はすべて最も神聖なる場所を選び神社において行われた。選挙は市民の義務であるから、投票を行わない者に対しては料金を課すことになっていた。

最高の行政官である法律守護官の選挙を見るにまず市民のうちから第一回の選挙で300名が選ばれ、第二回の選挙で100名に絞り、更に第三回の選挙で

37名を選挙する。法律守護官のうち1人が交替で最高執行官となる。その任期は50歳から20年とし、70歳に達すると停年退職する。

軍政並びに統帥権を掌る大将・騎兵司令・歩兵長官の選挙について、大将は法律守護官が推薦し、兵役に服したる者及び現役兵が選挙する。騎兵司令及び歩兵長官は大将が推薦し、兵役に服したる者及び現役兵が選挙することになっている。

アテネの国会ともいべき評議会(元老議会)の選挙について、市民を国民適性審査によって、第一・第二・第三・第四の四階級に分ち、各階級毎に90名の議員を選挙し、議会は合計360名の議員から構成されていた。その任期は1年である。

男子が20歳に達すると第一回の国民適性審査を受け、これに失敗した者は第四階級に割当てられる。合格者は10年の訓練を経て、更に第二の国民適性審査を受け、これに失敗すると第三階級に編入される。この合格者は5年の修練の後、第三の国民適性審査を受け、これに失敗した者は第二階級に割当てられ、合格した者は第一階級に編入される。それゆえに階級が上がるにつれて年齢も上がり、各階級よりの代表者によって年齢上の調整が行われる。

| | | | | |
|-----------|---|---------------------------|---|--------|
| 評議会 360 名 | { | 第一階級より90名を選挙する | } | 任期 1 年 |
| | | 第二階級 " | | |
| | | 第三階級 " | | |
| | | 第四階級 " | | |

元老議官は各階級毎に12分し、毎月交替で国家行政の監視の任に当るために行政に関与した。

国家の祭司長及び祭司の任命はゼウス大神の神断によることとし(これを神聖なる平等という)60歳以上の有資格者のうちからゼウス大神の神前で、不浄を排除して(人為を排して)抽籤によって選ばれ任命された。抽籤は神の指示に従うという意味である。任期は1年であった。

選挙法は能力階級主義と民主主義の併用であって、プラトンの調和主義の原則に基づいている。⁽¹⁾

(b) 司法

裁判は三審制を採用し、第一審は隣保裁判法廷、第二審は高等裁判法廷、

第三審は最高裁判法廷となり、最高法廷は終審裁判所である。裁判事件は公共事件の法廷(刑事・行政事件)と私人間の法廷(民事事件)とに分かれていた。⁽²⁾

国家の官吏は1年の最終日(12月31日)に神社に会合して行政官のうちより最良の人物を裁判官に選挙することになっていた。また別に人民法廷が各区毎に設けられ、区法廷とよばれた。この裁判には人民が直接に参与して裁定した。国家に対する害悪は人民全体に対する害悪であるから、人民がこれを起訴し、人民がこれを裁決した。ソクラテスの裁判もこの人民法廷によって行われたのである。⁽³⁾

裁判官は国王または立法者より受けた法律に遵い、人々相互の正・不正を決定し賄賂・恐怖・憐愛・憎悪に動かされず、法律の規定に反して裁判することなく、彼自身の徳義を顕わすべきである。⁽⁴⁾

国事犯の審判においては人民が参加すべきであり、その他の裁判にも人民が参加することがよいとして陪審制を考えていた。人民は抽籤によって参加するのである。隣接裁判所においては隣人・友人及びその事項について熟知している利害関係人によって裁判が行われた。裁判事件が公の事項に関する場合には全市民がそれに関与するのである。国政に参与するものは共同裁判権を有するからである。法廷と劇場とを間違えて喧噪・罵詈を放ち、拍手喝采等を行うことは神聖なる法廷を侮辱するがゆえに法廷侮辱罪を構成すると論じている。⁽⁵⁾

裁判は原告及び被告の陳述に始まり、年長の裁判官が審問し、証拠物件を蒐集し、正しく裁判する由を宣誓し、最後に人民投票を行い、裁判を終るのである。裁判は公開とする。秘密主義をもって事を決し、言語なき法廷を有する国は最も不幸な国であるとのべている。⁽⁶⁾

国家がその安寧秩序を維持して、その存立を完うすることができるのは司法権が確立しているからであって、裁判機関が正しく設けられず、司法権の確立していない国家は非国家 (*ἄπορις*) である。⁽⁷⁾

(c) 刑法その他

プラトンは犯罪者は社会的病人であり、刑罰はその施薬であると考えた。人は正常な精神的健康状態において、自発的に不法をなすものではない。犯罪は社会の病気であり、法律は治療手段であり、刑罰は犯人の薬剤である。犯罪の

結果国家も病むことになるから、国家の健康のためには、改善不能の犯人は一般公共の利益のために社会から隔離または排除されねばならない。近代の刑事人類学派(イタリア学派・ロンブローゾ等)は犯罪者は生理的変質者であると主張する。プラトンは犯罪者は精神欠陥者であって、真理の錯覚・徳の誤認・理性の欠陥(真理の無知・徳の欠如)せる者であるとする。⁽⁸⁾

正当に罰せられたる者は受罰によって善良なる者となり、その者をもって例となし、彼の受くるところの刑罰を他人に示し、人をして恐怖の念を起さしめ、もって善良なる人にせんとする。犯罪者を悪より救い、また犯罪を予防するには刑罰によるのほかはない。⁽⁹⁾かくしてプラトンは一般予防主義・威嚇主義の立場をとり、更に刑罰の目的が改悪遷善であるとして教育刑(リープマン等)を論じている。刑罰は犯人の改悛のため(教育刑)と犯罪の予防のためである(一般予防)。それゆえに改悛の見込みなき者に対しては追放または死刑によってその反社会性を除去しなければならない。そうでないと社会は常に犯罪者によってその安全が脅かされている状態にあるからである。刑罰は復讐ではなく、法律(刑法)は犯罪者の改悛と未犯者の犯罪の予防をもって目的とする。刑罰は決して無益に人に害を加えんとする者ではなく、犯罪者より犯罪の原因たる欲望・快楽・真ならざる希望等を除去することを目的とするものであって、応報刑ではなく、目的刑である。

プラトンは奴隷については自由民と異なって、応報刑・等価主義を採用し、奴隷がその主人または自由民を殺すときは彼を被害者の墓場につれて行き、死刑執行人がこれに笞撃を加えて死に至らしめるのである。これは所謂残虐なる刑罰を科することである。

プラトンは犯罪について既遂・未遂・予備・予謀・正犯・従犯・教唆犯に分ち、更に故意(有意)、過失(無意)及びその中間で半ば有意、半ば無意の状態(怒りに乗じてまたは泥酔によって行う場合)における犯罪、責任能力・責任無能力、違法阻却、正当防衛、緊急避難の問題に至るまで論じていることは今日より見ても驚嘆に価するものがある。また被害者が加害者に対してその罪を許して無罪放免するということは私情と国法とを混同するものであって、これほど不合理な措置はないと戒めている。⁽¹⁰⁾(私はこれについて強窃盗人に対して旅費

まで与えて釈放した大阪の二人の小学校の先生の真理に対する錯誤と無知を嘆かざるを得ない)

刑罰には死刑・懲役・禁錮・笞刑・罰金・監禁・遠地追放があり、重大犯罪(内乱・外患誘致・外患援助)においては法律守護官・最良なる行政官が聴訟することになっていた。⁽¹¹⁾

国家の最大の敵は暴君の擁立或は反乱・暴動を起こす者であって、刑罰は死刑であるが、子は親の罪に連坐することなく、犯罪者の家族は配分地及び不動産を除き、他の財をとりまとめて、祖先の居住せし地方に移住せしめる。

窃盗は窃盗額の2倍を返還せしめる。返還の不可能なる者は赦免を得るまで禁錮に処す。

行政官の許可せる遊戯競争または練兵において、意思なくして他人を殺すときは、被害者が即死なると、時日を経過して死亡するを問わず、無罪とし、ただデルフォイの神託の要求する祓浄式を行うのみである。他人の奴隷を自己の奴隷と誤認し、意思なくしてこれを殺すときは、その奴隷の主人に奴隷の価値額の2倍額を支払い、更に遊戯の殺人の場合よりも一層大なる祓浄式を行う。自己の奴隷を殺すときは祓浄式を行うのみである。

人もし意思なくして自由公民を殺すときは祓浄式を行い、死者の亡霊を避けるため1年以上その土地を離れる。外国人を殺すとき、その外国人の土地を忌避する。外国人が他の外国人の居留民を殺すときは1カ年の禁錮に処する。一時の激昂によって人を殺すときは2カ年の追放に処する。忿怒が蓄積して殺意をもって行う殺人罪は3年間の追放である。父母怒に乗じて子女を殺すときは3年の追放に処し、帰国しても夫婦の同棲を許さない。夫が妻を殺したまたは妻が夫を殺すときは3年の追放に処し、帰国しても子女と同一の食卓を許さない。兄弟姉妹の間において互いに他を殺すときも3年の追放に処し、同一食卓を許さない。子女がその父母を殺すとき(尊属殺)もし父母が死する前にこれを許すときは(同意殺人、ただし事後承諾)無意思の殺人として、1年その土地を離れる。父母の赦免を得ないときは、暴行・不敬虔・神社強盗の併合罪と同罪として死刑に処す。またたとえ自衛のため——正当防衛——にても自己の所生を殺すことは厳禁されている。しかしこの場合は罪を減輕される。⁽¹²⁾

傷害罪(殺人未遂の場合も含む)は子が父母を故意に傷害し、奴隷が主人を、兄弟姉妹が互いに他を傷害するときは死刑とする。夫が妻を、妻が夫を故意に傷害するときは永久追放に処す。怒に乗じて他人を傷害するときは、被害者が治癒するものは損害の2倍額の罰金であり、治癒しないものは4倍額の罰金を科する。ただしその額は裁判官の判定にまづ⁽¹³⁾。

満20歳以上のものは成年であって、未成年者は成年のものに父母の礼をもって接しなければならない。これは誕生の神に対する敬虔の念から生ずるものである。もし未成年者が成年者を殴打するときは、1年以上の禁錮に処す。外国人が成年の市民を殴打するときは2年以上の禁錮に処す。外国人の居留民が成年の市民を殴打するときは3年以上の禁錮に処す。子女がその両親を殴打するときは、永久にその都市より地方に追放し、もし遁れ帰るときは死刑に処す。奴隷もし自由公民を殴打するときは、主人これを縛し、被害者の承諾のない限り解縛を許さない⁽¹⁴⁾。

小売商人はすべて外国人か外国人の居留民であって、法律保護官は5,040戸の市民をして小売商人にならしめないように注意し、物価を公定して、不当の暴利を得しめてはならないようにする⁽¹⁵⁾。

毒物を使用して、人を毒するとき、医師・予言者・魔術師がこれを行うときは死刑に処す(業務上の地位を利用する犯罪の加重)。それ以外の者なるときは裁判所の定める刑罰に処す(不定刑)。窃盗の罪は金額の大小にかかわらずその刑を同一とする。その動機が同一であるからである。市民の教育ある者の窃盗は死刑とする⁽¹⁶⁾。

兵役に召集された者はこれに応じなければならない義務がある。応じないもの(兵役忌避)はこれを罰し、公権を剝奪する。武器をすてて敵前において遁走する者は終身公権剝奪に処す。他人に教唆されて悪事をなす愚昧なる青年は、その罪を減輕する⁽¹⁷⁾。

発狂者(心神喪失の常況にある者)を市中に放任するを許さない。親族は必ずこれを監視しなければならない。監視義務懈怠者に対しては刑罰を科す⁽¹⁸⁾。

自由公民の婦人は40歳以上になれば証人となることができる。証言において再度偽証をするときは証人たる資格を失い、3度偽証を強行するときは死刑に

⁽⁴⁹⁾
処す。

プラトンはまた私法について、契約を結んでこれを履行しないときは、示談調停によって解決する。示談調停により決しないときには部族裁判所に提訴する。⁽⁵⁰⁾

父子の間に不和を生ずるときは父は子を離籍することができる。しかし子の離籍については親族会議においてその過半数の同意を得ることを要する。これに対して子は父に対して不服の訴を提起することができる。子は父が発狂または心神の障害によって無能力になったときは、これを訴えて隠居せしめることができる。⁽⁵¹⁾

夫婦相和しないときは、10名の法律守護官及び10名の婚姻法執行人が和睦調停を試みる。調停不能に終るときは離婚せしめる。⁽⁵²⁾

奴隸と自由民との間に生まれる子女の身分に関する問題は法律でこれを定める。⁽⁵³⁾

行政検察について、行政官の上に行政検察官を置く。12人の検察官は12の行政検察区を担当し、あらゆる検察法をもってその職務を怠る者を処罰する。公共の役務に出頭する義務を怠り、また租税を怠納し、督促に応じない不従順な者に対しては、国家に対して不忠誠なる者として⁽⁵⁴⁾ 蔽罰を科す。

次に有名な未明会議について、この会議は未明より日出に至る心身爽やかなる時間を利用して開会された。議員は50歳と60歳の間の者で、名声ある有徳な市民または戦功ある武人であって、諸外国の制度を視察して帰国した有識者である。これらの議員のほか、有徳な祭司・最年長の法律守護官・教育総監もこれに加わった。各議員はそれぞれ30歳から40歳までの有能な壮年者1人を伴って出席し、これらの若い者の意見をも参考として老若の意見を調和し、これらの壮年者を教育した。この会議において外国の事情制度を研究討議し、外国の長所を⁽⁵⁵⁾ 採用し、自国の短所を廃棄して、自国の制度の改善を立案計画することにした。

(註)

(1) Platon, Nomoi, 744bc, 753b, 757de, 764a.

Nettleship, Lectures on the Republic of Plato, P. 25ff.

Hermann-Swoboda, Lehrbuch der Griechischen Staatsaltertümer, III, S. 191.

- (2) Idem., Nomoi, 948bc.
- (3) Ibid., 959a.
- (4) Idem., Politicus, 252a.
- (5) Idem., Nomoi, 828e-829b.
- (6) Ibid., 825cd.
- (7) Idem., Politeia, 766d.
- (8) Idem., Nomoi, 857c-860a. Timaeus, 86bc.
- (9) Idem., Gorgias, 480a.
- (10) Idem., Nomoi, 860de.
- (11) Ibid., 863b-864a.
- (12) Ibid., 864d-865b.
- (13) Ibid., 875d.
- (14) Ibid., 892c.
- (15) Ibid., 886bc.
- (16) Ibid., 914bc.
- (17) Ibid., 919a.
- (18) Ibid., 728ab.
- (19) Ibid., 965bc.
- (20) Ibid., 937cd.
- (21) Ibid., 804c.
- (22) Ibid., 878d.
- (23) Ibid., 932a.
- (24) Ibid., 946c.
- (25) Ibid., 853ab.

Natorp, Platons Ideenlehre, 1921, S. 355ff.

Lutoslawski, Plato's Logic, 1932, P. 491ff.

Otto Apelt, Platons Gesetze I, 1916, S. 223ff.

Idem., Platon, Der Staat, 1923, S. 429ff.

H. Spens, The Republic of Plato, 1924, P. 316ff.

第四章 ノモス論(その二)

(1) ノモスの意義

ノモス (νόμος) とは法律を意味する。プラトンにおいて、ノモスとは一般に考えられているような無味乾燥なるものではなく、また一種の音曲的旋律 (musical strain) を有し、法律のうちに存する旋律は至高至美なるものであると考えた。この点において法律はまた道義 (ἀρετή) と連なるものである。法律が道義から離れるときは何等の権威をも有しなくなる。プラトンは自然法主義者であって、自然法 (φύσις, natural law) に基づき、自然法の表現として人定法があると考えた。それゆえに道義たる自然法に反する実定法は法の名に値しないのである。「悪法は法に非ず」であって、自然法に反する法は悪法である。法の理念は正義であって、法は正義の実現を目的とするものである。法によって人間の行為を規制し、行為を通して意思を善導し、善良なる人間を形成することをめざしているのである。立法者は常にこの善良なる国民を形成するという道義精神をもって立法し、同じ精神をもって司法官は裁判し、行政官は行政を執行すべきものであるというプラトンの考え方を今日の立法者、裁判官、行政官は範とすべきである。

法律の第一巻より第四巻までは序論と見るべきものである。第一巻は法の源は神にあるとしている。スパルタ、クレーター等においては勇氣 (ἀνδρεία) をもって第一の徳義となし、法律は勇氣の涵養の目的をもって制定されるのであるが、勇氣は他の大徳、智 (σοφία)、節制 (σωφροσύνη)、公正 (δικαιοσύνη) の上にある徳ではなく、智によって指導され、公正の実現に推進力となる徳性であるが、節制によってよくその中庸を得るようにされるので、他の三徳と共同してはじめてその価値を示現するものなることを論じている。また戦争よりも平和の尊ぶべきこと、過不及なくよくその中庸、調和を得る節制の徳が国民にとって重要であることを説いている。更に宴会において人間は節制の徳を養成し、また人物の品性を試練するためにも宴会は必要であると論じ、宴会においては飲酒は必要であるが、暴飲にならないように節制すべきことを説いている。⁽¹⁾

第二巻においては最初に快樂について論じ、教育論に入り、教育は歌舞遊戯に始まるもので、心を快にして、調和の徳を育成するために、老若男女の唱歌合唱隊を編成すべきことを説いている⁽²⁾。

第三巻においては、政治の目的は平和の実現にあるとなし、平和の実現のためには、調和の徳を養う音楽や宴会の必要なる所以を論じている。また家族・社会・国家の生立を歴史的に説き、国家の目的は善の実現であるが、善の実現のためには、国家内における政治家の政治権力、武人の国家防衛権力、産業人の生産権力が互いに均衡・調和を得ることの必要を論じている。スパルタの繁栄はスパルタがよくこの権力の均衡調和を保持し得るように、国の法律制度において配慮していたからであるとのべている⁽³⁾。

第四巻においては、植民地において新たに国家を建設する場合における国家形成論を提供している。国家の形成には、神・立法者の熟慮(εὐβουλία)が最も必要なることを論じ、新国家の形成には有徳にして知慮(φρόνησις)ある哲人王が立法者であることが必要条件であるとし、国民に対しては敬神崇祖、徳義と正義を涵養し、よく国法に従順ならしめるように務めるべきことを論じている⁽⁴⁾。

第五巻においては魂の尊厳、父母・朋友・外国人に対する義務、人々に対して誠実・廉直にて中庸を保ち、正しく高雅なる生活を営むことをもって最も愉快であって最も幸福なる生活であるとしている。次に国家の憲法・法律の制定について論ずる。プラトンが最初考えていたような国家の建設は事実上は困難であるから、ここに理想国家に次ぐ、法治国家をもって満足すべきであるとする⁽⁵⁾。

第六巻においては、官吏の任命・法律守護官・将官・祭司・都市及び地方の守衛・教育長官及びその他の選挙法、控訴院の構成等について説く。次に婚姻・出生・財産・家屋・既婚者・共同会食・婚姻年齢・就職年齢・兵役等に関する法律を定めている⁽⁶⁾。

第七巻においては、教育について論じ、教育は出生前より始むべきことを説き学校にては音楽及び体育を課し、音楽のうちに読書・習字・弹琴・算術・幾何学・天文学を含ませ、体育は国防を目的として訓練すべきことをのべている⁽⁷⁾。

第八巻においては、国民の日常生活のあり方について論じ、祭礼・遊戯・競争・兵式訓練等のことをのべている。更に男女の交際・性の問題・農業・技芸・商業・貿易について説いている。⁽⁸⁾

第九巻より第十二巻に至る四巻においては犯罪と刑罰について論じている。第一種の犯罪は神々及び神社に対する犯罪であり、第二種の犯罪は国家に対する犯罪である。次に種々の殺人罪についてのべ、その犯罪に従って種々の祓淨の儀式を説き、未来界の神罰に論及している。⁽⁹⁾

第十巻の始めの部分には暴行罪・不敬罪に関する刑罰法を論じ、後の部分に無神論者や神に対する不敬論者を糾弾している。⁽¹⁰⁾

第十一巻は具体的な法律行為について論じている。すなわち埋蔵物盗取・奴隷・自由公民・小売商業・遺産相続・離婚・妖術・魔術・毒物等に関する法律について説いている。⁽¹¹⁾

第十二巻においては、軍事・最高検閲官・国葬・宣誓・海外旅行・外人接待・保証人・演芸競技・私闘・官吏収賄・租税・神聖儀式・裁判官・国民の義務・葬式等に関する法律について論じている。終りに深夜議会についてのべ、この議会は有徳なる者、有識者・国家功労者・有望なる若い人物をもって調和的に組織すべきことを説いている。⁽¹²⁾

理想国家と法律との関係については、理想国家は最上・最善の国家であるが、その実現が困難であるために、現実において形成の可能な最上の法治国家を論じたのである。理想国家は天上の秩序と美とを仰いでこれを範とし、政治家と武人には財産・家族の私有を認めず、共産的な国家であるが、法治国家は家族主義に立って、家族を国家形成の基礎とする。男女教育の同一制・共同食卓制・男女兵役制等については、理想国家も法治国家も同じである。理想国家においては哲人の知恵によって行われた政治は、法治国家においては立法者の制定する法律による政治となっている。長老会議には単に老人のみでなく、少壮者もこの会議に加わり、老若相携え、相調和して、中庸の意見を見出さんとする仕組みは法治国家の特色である。教育の重要科目として数学・音楽をもってし、また結婚は男女の快樂のためではなく、国家のために善美なる子女を得ることを目的とするものであると論ずるところは、理想国家も法治国家もかわるとこ

ろがない。

法治国家と関係の深い政治家においては、クロノス神の黄金時代の神政を論じ理想国家の哲人の知恵、法治国家の立法者の法に対して、神の叡智による神政を説いている。¹³

(註)

- (1) Platon, Nomoi, 624a-650b.
- (2) Ibid., 652a-674c.
- (3) Ibid., 676a-702e.
- (4) Ibid., 704a-724b.
- (5) Ibid., 726a-747e.
- (6) Ibid., 751a-785b.
- (7) Ibid., 788a-824e.
- (8) Ibid., 828a-850d.
- (9) Ibid., 853a-882c.
- (10) Ibid., 884a-910e.
- (11) Ibid., 913a-938c.
- (12) Ibid., 941a-969b.
- (13) C. Ritter, Platos Gesetz, Kommentar zum griechischen Text, 1896, S. 355.

(2) ノモスの内容

クレーター人とスパルタ人がアテナイ人に対して「戦争に優秀なることが国家の正当なる目的であるか」との質問について「戦争は単に国家間のみのものではなく、一村が他村に対し、一家族が他家族に対し、個人が個人に対して戦っている。自己のうちにおいても理性と欲望との戦がある。個人において、家族において、国家において善良なる分子が不良なる分子に勝ったときは、現在よりよき自己・家族・国家が生ずる。争について二種があり、一は対外的なものであり、他は国内的なものである。そのうち内乱は最も不良なるものであるから、立法者(統治者)は、不良なるものでも滅ぼすことなく、よく善良なるものと調和するように努むべきである。立法者は最大善を目的とするものであって、最大善は内乱たると外戦たるとを問わず、戦勝よりも互いに平和親睦を保

つことである。平和ではなく戦争を主とする者は決して真正の政治家であることができない。」

神聖なる立法者は徳義を分類して、これに応ずる法律を定めるのであって、現今の立法者のなすがごとく、必要の生ずる毎に、それに対する法律を定めるものではない。すべて法律は人間を幸福ならしめるために存する。幸福、すなわち善に二種がある。一は神聖の善であり、他は人間の善である。人間の善とは健康・美貌・強力及び富裕である。神聖の善とは知恵・節制・正義・勇気であって、立法者は神聖の善をもって人間の善の上に位するものとし、これに従って法律を定めるべきである。立法者はまた法律保護者を任命し、よく徳義と法律とを調和せしめる。スパルタの法律は共同会食・体育・狩猟・打撲耐忍・秘密修業・寒熱耐忍等を定め、これらは戦争目的をもって立法されたものであって、勇気の徳を養うものではあるが、勇気とは単に苦痛に堪える力のみではない。むしろ立法者は快樂に抵抗することを国民に教育すべきである。というのは悪人は苦痛にはよく抵抗できるが、快樂には抵抗できないで、これに陥り、悪をなすからである。快樂と苦痛とは人間の本性のうちを流れる二個の源泉であって、適度にこれを節制するときは、幸福であるが、過度に快樂を求め、苦痛を加えることは不幸を生ずることになる。⁽¹⁾

教育は善人をつくり、善人は高尚なる行為をなす。真の教育は技術・工匠のことにあらずして完全なる国民として人を支配し、また支配される方法を教えるものである。かくのごとき教育は富裕・強力・伶俐等ではなく徳義をもって目的とする。善人にとっては教育は最も貴重なるものである。善人とはよく自己を制御するものであって、悪人とは然らざるものである。人間は一つであるが二個の分子が心中において葛藤している。二個の分子とは善と悪の分子である。人は神の操人形であって、大綱細紐をもって種々の方向に牽引される。そのうち黄金の綱は人を徳義の方向に引行する。これが国家の法律である。法律の制定は容易なるものではない。すべての国家破滅の原因は立法者の立法が当を得ないからである。およそ、過度の存するところ必ず破滅がくるのであって、過大の帆は船を覆し、過度の飲食は人体を害う。これと同じく、人もし絶対権力を有するときは、腐敗直ちに生じて親愛なる者にも嫌われるに至るもので

ある。この弊害を防ぐために、神はスパルタに二王を与え、互いに権力の均衡を保たしめ、更に政治の過激を防止するために、血気盛んなる青年と円熟した年長者とを混合して元老院を設け、二王の立法その他の統治行為を助言し、なお且つこれを監視するためにエフォロス(Ἐφορος)なる監督官を置いたのである。かくて正しく王の権力を保持するとともに他の一切のものの権利を保護したのである。神はかくのごとくにわれわれに立法の技術を教えるのである。国家は内部の諸勢力がよく均衡を保てる時、はじめて自由で賢明であることができ、⁽²⁾調和の美を発揮することができる。

国家の類型に二種があって、一は王制であり、他は民主制である。前者はペルシアにおいて最高の域に達し、後者はアテナイがこれを代表している。しかし、いかなる国家も一方に偏せずしてこの両者を要素として有せずしては決して善き政治を行うことができない。ペルシアは明君キュロス王の時、人民は自由を享有し、兵士は規律正しく、上下心を合わせて忠実に国家のために奉仕し、国力増進し、国威が大いに高揚した。しかしその子カンビュセス王は狂暴暗愚で華奢放縦で、国民は自由を喪失し、圧制の増長によって君民の融和は失われ、憎悪と反逆がこれにかわるようになった。君民はついに離隔し、クセルクセス王の時にペルシアはついに滅亡するに至った。ペルシアの滅亡は国王の不徳不善に基づく悪政が原因をなすのである。アテナイ人の学ぶべきことは制限ある自由は無制限の自由よりもよりよきものであるということである。ペルシア戦争当時はアテナイ人はすべて制限ある自由を享有したのである。ギリシアの盟主としマラトンの戦にペルシアを破り大勝を博し、アテナイの繁栄の黄金時代を出現せしめた。戦勝に陶醉したアテナイ人の栄華奢侈傲慢不遜はついに制限なき自由・無軌道の自由に陥り、真の自由を失って愚民政治を出現せしめるに至り、スパルタとの戦に敗れ、ギリシア盟主の地位から転落したのである。神・統治者・父母・長老・国法に対する畏敬の情を失い、不敬・放縦をもって自由と心得るに至った。それゆえに立法者は自由とともに知恵・節制の徳を国民に育成すべきである。圧制の標本たるペルシア、自由の典型たるアテナイの二個の国家はいずれも中庸を得ないゆえによき国家たることができないのみか、ついに悪しき国家に没落してしまったのである。これら両国家の中庸を得な

ければよき国家ということはできないのである。

政体によって国家の善悪の評価をすれば、秩序ある専制政体は最もよき国家形態であり、次は君主政体であり、第三は民主政体であり、寡頭政体は最も悪しき国家形態である。何となれば、専制君主は最も速やかに一国の状態を改変し、自己の欲するままに善悪の標準を定め、国民をして自己の定めたところの規範に従わしめることができるからである。ただこの場合に節制と正義の徳を失わないようにすることが必要である。節制と正義の伴った権力、すなわち知恵と権力が調和するとき最上の法律があり、最上の政治が行われる。⁽³⁾

寡頭政体⁽⁴⁾や民衆政体⁽⁵⁾においては、統治者が権力と自己の利欲に渴するときは法律はその足下に蹂躪され、徳義は無視され、ただ統治者の恣意をもって標準とする。政府は自己の欲するままに法律を制定し、自己の利益と地位の保持をもって第一義とする。詩人ピンダロスがいえるごとく、かかる政府の制定した法律は暴力的法律とも称すべきものである。多くの政府は優勝なる党派が政権を独占し、これを他党に分つことがない。かくのごとき政府は国家・国民の政府と称することができない。それはただ利益を同じくする者の朋党に過ぎないのである。かかる政府によって定められる法律はある特殊の階級の利益のみを目的とし、全体の利益を目的としないがゆえに善き法律ということができない。よき国家においては有徳のほかは、富裕・権勢・門閥等による者をもって統治者とすることはできない。

有徳者は神に従順であり、神の法則に従うものである。神の法則に従う人は正義と節制をまもる人である。彼等はオリンパスの神々及び国家の神々を崇敬し、また亜神・英雄・祖先の精霊を尊崇する。子たる者はその一切を両親に負う者であって、この負債は、特に両親の老年に至って、最も誠実にこれを返済しなければならぬ。一言といえども父母に対して無礼な言葉を発すべきでない。両親死するときは適度の葬礼を行い、年々父母の記念祭を行わねばならない。人もしかくのごとく生活するときは神々に喜ばれ、善良なる人間として一生を過ごすことができる。しかし人は急速に善人となるものではない。ヘンオドス(*Háiodos*)⁽⁷⁾がいうごとく、徳義の道は峻しく遠いが、一旦その頂上に達するときは平静安易である。

プラトンによれば法は神より由来するものである。法は人間のうちに内在する神たる理性の要求に基づくものであって、一時的な社会の必要性によって発生するものであってはならない。しかし法には二種類があって、その一つはスパルタ及びクレートの尚武的な法であり、他はゼウス及びアポロの与えた神聖にして一切の徳義を目的とするところの法である。倫理と政治との区別は明確でなく、法律はこの両者の中間に浮揺しているものであって、国法はすべて徳義を本旨とせねばならないのである。政治の認識するところの行為は必ず集合的あるいは代表的のものであり、法律は外部にあらわれた行為であって、自己と他者に関するものを取り扱い、倫理は人間自他に関するすべての本務を包含するものである。⁽⁶⁾

(註)

- (1) Platon, Nomoi, 631b-632e, 718ab.
A. E. Taylor, Plato: The man and his work, P. 274ff.
- (2) Platon, Politicus, 170c-173a.
- (3) Idem., Politeia, 550c.
- (4) Ditto.
- (5) Ditto.
- (6) Idem., Politeia, 336a-c, 519a, 553a.
- (7) Ibid., 421bc.
- (8) Idem., Nomoi, 693b.

(3) ノモスと国民生活

人間の生活に四種がある。節制・知恵・勇氣・健全である。⁽¹⁾ またこれに反する四種の生活がある。不節制・痴愚・怯懦及び不健全である。節制なる生活は温和なる苦痛と快樂と穩当なる欲望とを有するが、不節制なる生活は激烈なる快樂と強烈なる欲望とを有するのである。節制なる生活の快樂は苦痛に超過するのであるが、不節制なる生活においては苦痛が快樂に超過する。もしこのことの真なることを知れば、人は好んで不節制なる生活を選ぶことがない。節制を欠くところの生活をする者は、無知なるか、自己抑制を欠ける者である。何と

なれば人は常に快樂の多い生活を選ぶからである。知恵・勇氣・節制ある生活はその快樂において、不節制なる生活に大いに優るものである。⁽²⁾すなわち、徳義ある生活は不徳義の生活よりも快樂であり、美しくあり、幸福なるものである。⁽³⁾

織物においては経糸は緯糸よりも強いように統治者は被治者よりも強くなければならぬ。また他の動物におけるごとくに、人間も淘汰の必要があり、不良なる種子はこれを除き、善良なるもののみこれを保存しなければならない。立法者は人間を淘汰廓清しなければならない。厳酷なる淘汰法は、大悪行者はこれを死刑または国外追放にすべきである。貧人が富者の財を掠取せんとするがごとき行為に対しては、立法者は彼等を植民の名の下に海外に追放すべきである。海外よりの不良なるものの入国を拒否し、ただ善良なるものみの入国を認許すべきである。立法者が知者なれば、人々の財産に関して一切の紛争を解決することを心がけねばならない。債権者と債務者との間に親切なる感情を養成し、財産を所有するものは財産を所有しないものに恵み、人民間の好意は政治団体の唯一の永久安全の基礎であることを教えるべきである。共有財産制度は人間が神か巫神のごとき心をもって生きるときに行われ得るものであって、これには神か巫神の支配する第一の最上国家が必要である。かかる国家を現実において求めることは不可能であるので、今は第二の次善国家の実現を考究せんとするのである。家督財産の相続権については、家長はその最愛の子にこれを譲り、その子が相続人となって神を祭り祖先の礼拝を掌り家族を扶養する義務を負い一家を統率する。その他の子弟については、もし女子なるときは、婚姻法に従って結婚し、男子なるときは男子なき人、子なき人の養子となって家督相続するようにすべきである。家族の数及び所有地の平均を維持するように努めることは立法者の重要な義務の一つである。もし一夫婦にして多くの子あるときは、これを子なき家族に与え、または出産することを制限するような方法を講ずべきである。しかしそれにしても人口が自然増加するときは、これを植民者として国外に移住するように努めなければならない。国民の質の向上をはかるため、優生学的見地から、その素質の劣等なる者、教育の劣等なるものは何等かの方法をもって、子孫の出生を拒まなければならない。一国の最

も適当なるものは5,040戸であり、そしてそれぞれに平等に土地を分割して与え、お互いの間において、土地の売買をなさしめないように配慮すべきである。法律によって「人の所有する土地は神聖にして神の与えし賜なれば侵すべからず」と定められている。法律守護者は常に国民の行為を監視して、法律に違反するものを罰すべきである。

国家内にあつては、国民は公共奉仕を旨とし、金銭利得を目的とすることなく金銭のために下劣なる職業に従事することは、特に自由公民に対しては、これを禁止すべきである。金銭はこれを婚姻の持参物となすことを得ないし、利子をとってこれを貸金とすることも禁止される。法律は債権者を保護するものではない。立法の目的は国民を善良にし、幸福ならしめんとするものであって、富裕ならしめんとするものではない。人は富裕なると同時に有徳であるということとは困難なことである。というのは富裕なる人は正不正を問わずして金銭を利得し、これを消費するが、善良なる人はただ正当なる方法によってのみ利得し、これを使用するからである。富裕なる人は利得のみを多くし、使用をできる限り少なくする。それゆえにますます富裕となる。善良なる人は利得することを多くすることなく、使用することを少なくすることがないので、富裕となることができないのである。法律の目的とするところはでき得る限り国民間に友愛の情を惹起しお互いに幸福ならしめんとするものであって、もし各人が自己の利得に汲々たるにおいては、国民を幸福にすることは不可能である。金銭をもって心身以上に重んじてはならない。人はまず第一に精神を重んじ、次に身体を愛し、金銭を最後にすべきである。もしこの順序を転倒して健康をもって節制よりも貴重なりとし、金銭をもって健康よりも貴重なりとせば、その立法は誤謬である。

国家における最大なる害悪は革命である。革命は国民の間における貧富の懸隔の甚だしいことより生ずることが多い。それゆえに貧困の極限を分配地とし、決してこれ以上に減少することは許されない。富裕の極限を分配地の5倍とし、それ以上に財産の所有を許さない。もし富者がこれ以上所有するとすれば、この制限を超過する過剰部分は国家に納付せしめられるのである。もし過剰部分を納付しないものがあるとき、それを告発する者はその過剰部分の半分が与え

られる。国民の分配地以外の財産はこれを官庁に登録し、財産上の紛争の裁決を容易ならしめることができる。

都市はでき得る限り国の中央におき、これを12区に分つ。なず聖丘アクropolis ἀκρόπολις に神殿を設けて Ἑστία (ヘスチアはクロノスの娘で家庭の守護神)、Zeús (ゼウスはクロノスの息子、神々及び人間の父であり、王である)、Ἀθήνη (アテネー、アテネの守護の女神) を祭り、この聖丘を中心として放射線状に都市及び地方を区分して12大区とし、全国を5,040地に細分する。各分配地は2部より成り、一つは都市に近く、他は都市より離れ、善良なる地は狭少にし、不良なる地は広大にし、平均を保たしめる。⁽⁴⁾

(註)

(1) Platon, Politeia, 519a. Taylor, Plato, P. 271.

(2) Ibid., 505b.

(3) Ibid., 580d, 583a. Philebus, 743e.

Burnet, Early Greek Philosophy, 1920, P. 98.

Diog, Laert., VIII 8.

Xenophon, Memorabilia III, 9.

(4) Idem., Nomoi, 583b.

(4) ノモスと政治

次に大切なることは法律を執行する行政官の任命である。法律はこれを執行することによってその効力を発揮する。⁽¹⁾しかし、もし法律を執行するところの行政官がその能力を有しないときは、法律はその効力を十分に発揮できないのみならず、時にはかえって有害なることも生ずるに至るのである。それゆえに国政にたずさわる者はその青少年時代より就任に至るまで十分その職務に適合するように試練をしなければならない。また選挙人も彼等を選ぶためには法律のことがらに通曉し、善人・悪人・有能・無能について正当なる判断を下し得る者でなければならない。選挙を行うには次のごとき方法によるべきである。選挙人は現に兵役に服している者或は一旦兵役に服した者であって、選挙は最も神聖なる神社において行うべきである。投票者は自己の選出せんとするとこ

ろの候補者の氏名と自己の姓名とを記した書札を神壇に置くのである。最高点者より300番までの得票者はこれを公会堂に公示し、第二選挙を行い100名を選出する。更に第三選挙を行い37名を選出する。かくのごとき方法によって選挙された行政官は次のごとき義務を有する。すなわち、まず彼等は法律の守護者でなければならない。次に彼等は人民の財産記録を掌る。もし自己の財産を隠蔽して登記しないときは、その登記漏れの部分を吸収するのみでなく、法律の定めるところにより、そのことがらを公衆の前に掲示する。行政官、すなわち、法律守護官の任期は50歳より70歳に至る20年間であって、70歳以後は官職から隠退する。⁽²⁾

更に選挙人は大将・騎兵長官及び歩兵長官を選挙する。大将は自国生れの人であって、法律守護官の推薦した者のうちから兵役に服したる者及び現に兵役に服している者がこれを選挙する。選挙の管理は行政長官及び評議会の成立するまでは法律守護官がこれを行う。国民はこれを三分して、重甲兵騎兵及びその他の兵科とする。すべてこれらの人々は大将及び騎兵長官を選挙し、歩兵長官は重甲兵のみ選挙する。⁽³⁾

評議会は360名より成り、これを四分して各90名とし、人民の各階級（第一級民より第四級民に至る）に配当する。まず第一日には全市民は第一級民中より候補者を選挙する。投票を行わないものは科料に処せられる。次に第二日には、第二級民より同様なる方法によって候補者を選挙する。第三日には第三級民より候補者を選挙する。この場合の投票義務は第三級民までであって、第四級民には義務が課せられない。第四日には、第四級民よりこれを選挙し、市民全体がこれに投票する。このとき投票の義務を負うものは第一級民及び第二級民である。義務を行わない者は科料に処せられる。第五日には選挙された人々の氏名を公示し、それらの人々のうちから各階級毎に180名を選び、更にこれらの人々のうちから各階級毎に90名を抽籤によって選び、これを評議員とする。評議員の任期は1年である。この選挙方法は君主制と民主制との折衷である。一般に主人と従僕とは朋友であることができない。平等には二種あることを知らなければならぬ。その一つは数量の平等であり、他は質の平等である。質の平等は高等なる平等であってこれはゼウス大神の指図によるものである。人間

の先天的の性質によるものである。すなわち、優秀者には多くのものを、劣等者には少しのものを配分することが真の政治家の正義である。それゆえに少数の第一級民も多数の第四級民も同数の代表を選出するという原理は質による平等と量による平等とを混合したものと見ることができる。抽籤は神の指示を仰ぐという人為を脱した粗大なる正義であって、人為的な真正の正義に加えて、更に神の指示を仰ぐという切実な願望を表明するものである。⁽⁴⁾

国家を正しく維持するに大切なことは絶えず注意を怠らないことである。治者と被治者とは常に提携することが必要である。360名の評議会議員は自己の家事を行いつつ国務を担当するのである。360名の12分の1の30名は交替に1カ月ずつ国家行政のために服務することになっている。その職務は国政の報告を受け、外交使節の接受応対である。⁽⁶⁾

都市及び公会堂にはそれぞれ守衛が置かれる。守衛は市の家屋・道路・港湾・市場・泉水等を管掌し、公安の維持にも当るのである。神社には祭司及び女祭司を置き、この職務は世襲である。祭司はすべて身体健康にして素姓正しく、その一族は犯罪その他不浄なる行為をした者がいないことが証明されねばならない。祭司及び女祭司は60歳以下であって、その任期は1カ年とする。神社には出納官をおき、大神社は3人、中神社は2人、小神社は1人とする。宗教に関する法律はデルフォイ（*Δελφοί*、パルナスサス山麓にあるアポロ神社）の神託より生ずるもので、神託通弁者がその実行を監督する。都市の防衛は大将及びその他の軍人並びに都市及び公会場の守衛がこれに当る。地方の防衛は次のごとき方法にて行う。まず12区民は各1区より5人の守衛及び守衛長を選任し、この5人は各自の区民より12人の護衛官を選ぶ。これらの者は全国12区を1カ月ずつ各区に任地を転じ、1カ年で12区を一巡し、第二年目は任地を逆に一巡する。任期は2カ年である。かくして全国に関して正しい知識を得ることができるのである。彼等は国土が果してよく堡壘・塹壕によって保護されているかを視察し、国民に対しては道路を敷設してその便宜をはかる。雨水を利用して土地を豊饒にし、青年には体育場をつくらしめ、老人のために温浴場を設けしめる。また60人の守衛はその任地においては裁判官となる。小事件は5人の守衛でこれを判決し、大事件は5人の守衛及び12人の守護者共同してこれを判決する。も

し守衛が区民に対して不正なる労役を課し或は収賄して不公平な裁判をなすことあれば公衆の面前にてこれを公示して辱める。その程度が稍大になれば区民はこれを司法裁判所に出訴する。原告が勝訴すれば守衛に収賄の2倍の罰金が課せられる。彼等は共同会食をなし外泊が許されない。彼等はいかか公共義務に従事することによって法律や政治を学び善良なる市民たることを修練する。都市の守衛は3名とし、市街・道路・建築・給水のことを掌り第一級民より選挙する。公会場の守衛は5名とし、公会場の域内の神社及び泉水に注意し、これらの損害する者を処罰する権限を有する。⁽⁶⁾

更に音楽及び体育の指導者を選挙する。彼等は体育場・学校・児童の通学・校舎の建築を掌る者、独奏楽・合唱・独唱・体育競技を掌る者に分かれる。教育全体を監督するために教育長官を置く。教育長官は父親であって、50歳以上の者であり、法律守護官によって選挙される。最も人格の高潔なる人物で有徳者でなければならない。その任命は、アポローン（*Ἀπόλλων*）の神社において行われた。任期は5年である。⁽⁷⁾

裁判官は少数の有徳の人物を選んで任命する。訴訟人の論争点を明確にし、時日をかけて、回数を重ねて検討し、真理の発見に努めなければならない。事件はまず隣保裁判所にて審理し、これに不服なときは高等裁判所に控訴し、更に不服なときは最高裁判所に上訴することができる。ここにて最終裁判判決が行われる。最高裁判所及び高等裁判所は公共事件の法廷と私人間の争訟の法廷とに分かれる。国家の公務員が1年の最終日にある一定の神社に会合して、行政官のうちより最良なる人物を裁判官に選挙する。国家に対して害悪を加えるときは、これは人民全体を害したるものであるから、人民がその審問に関与する。かかる事件は人民がこれを起訴し、人民がこれを判決する。人民の裁判意識を高めるために各区に裁判所をおき、区の人民がこれに関与する。区裁判所の裁判官は区民のうちから抽籤によって定める。⁽⁸⁾

国家を12区に分ち、各区に或る神を配祀し、毎月2回供物を奉納する。その祭礼には若い男女が適度の裸体にて舞踊し、互いに相識る機会を与えて婚姻の準備をする。25歳に達して結婚せんと欲するとき、行政官はこれを許可する。もし35歳に至るも結婚しないときは科料を課せられる。その科料は第一級民

は100ドラクマ (*δραχμα*)、第二級民は70ドラクマ、第三級民は60ドラクマ、第四級民は30ドラクマである。もし料料を納入しないものにはその10倍の罰金を課する。結婚契約は最近親者または後見人がこれを行う。結婚の儀式は神聖儀式の通弁者が行う。結婚の宴会は質素適度を旨とし、男友5人、女友5人、これと同数の親戚が列席する。その費用は第一級民は1ミナ、第二級民は半ミナ、他はそれ以下とする。結婚すれば父母と別居して、時々父母を訪問し、訪問される。かくすることはかえって父母の愛情を増加する。別居及び不在は愛情を増すものである。⁽⁹⁾

神社は公会場に建て、都市においては丘上に円形に建てる。神社の附近に行政庁及び裁判所を設ける。人民の生活法について、秩序ある善治の国においては個人の放縱の生活を許すべきではない。男子も女子も共に共同食卓の制度を実施すべきである。共同食卓は人々に親愛の情と共同精神を喚起するものである。しかし、人生の徳義たる三欲の節制を行わねばならない。すなわち、食欲・飲欲・性欲である。われらはミューズ (*Μοῦσα*、音楽・詩・舞踊及び芸術の女神)及び競技の神々に祈願して、われらの欲情を節制するようにせねばならない。⁽¹⁰⁾

結婚監督婦なるものを置いて、毎日一定時にエイレイチュイア *Εἰλεῖθυια* (出産の女神) の神社に集会し、結婚生活の法律を守らない男女に関して報告せしめる。子供出産の時期は10カ年で、もしこの時期に出産しない者は協議の上離婚せしめる。結婚監督婦は新婚夫婦の家を訪問して忠告し、もし忠告を聴かないときは法律守護者に告げ、法律をもってこれを罰する。それには特権及び名誉の剝奪がある。子供が生まれたとき祖先の神社に詣でて、これを登録する。各区においては時の区長アルコーン (*ἄρχων*) の名を各区の神社の白壁の上に記し、区民の氏名をその横に記す。結婚の適齢は女子は16歳より20歳、男子は30歳より35歳の間とする。官職に就く者は女子は30歳、男子は40歳とする。兵役は男子20歳より60歳までとし、女子は出産の終りし時より50歳までとする。⁽¹¹⁾

(註)

- (1) Platon, *Nomoi*, 681a-e.
- (2) *Idem.*, *Politeia*, 412c-413b, 414b.
- (3) *Idem.*, *Nomoi*, 755b-756b.

- (4) Ibid., 756cd.
- (5) Ibid., 758a.
- (6) Ibid., 764b-765c.
- (7) Ibid., 765d.
- (8) Ibid., 767a-768b.
- (9) Ibid., 771b-772a.
- (10) Ibid., 742ab, 950e-951a.
- (11) Ibid., 773ab.

(5) ノモスと教育

教育については二科あって、一つは身体を目的とする体育であり、他は精神を目的とする音楽である。体育に二部あって舞踊と角力を課す。体育場及び学校は都市の中央に設け、外部に馬術学校及び射術場を置く。教育はすべて義務的強制的とする。子供は両親のものというよりも、むしろより多く国家のものである。男女共学であって、女子にも乗馬及び体育を課す。

更に文学及び音楽については10歳より13歳までは文学を学び、13歳よりリラ琴 (*λύρα*) の演奏を学び16歳に至る。舞踊には二種あって、その一つは真面目で且つ優美なるものであり、他は滑稽にして奇怪なるものである。前者は更に戦争の舞踊と平和の舞踊とに分つ。戦争の舞踊はピュラコス (*φύλακος*) 舞といつて、身振りに攻撃防禦の態度を模するものである。平和の舞踊は秩序法則の舞踊である。平和の舞踊はエンメレイア (*εμμέλεια*、秩序) の舞踊と称する。これらの舞踊は立法者が法制化し、祭礼に実施し変更は許されない。滑稽なる舞踊は身分ある人々はこれを避け、奴隷をして演ぜしめるものである。⁽¹⁾

神々に供える供物は 365 個あって、毎日デルフォイの神託により、祭司と通弁者の協議によって定める。毎日 1 人の行政官が供物を捧げる。12区に対してそれぞれの区神があり、毎月それぞれの神を祭り、それぞれの音楽を奏し、体育競技を行う。すべて体操運動は尚武的のものでなければならぬ。競技者は競技場に入り、武装せる者のみに褒賞を与える。競走には六種があって第一は一スタディオン (*στάδιον*) 距離の競走である。第二は二スタディオン距離の競争、第三は乗馬競争、第四は長距離競争である。第五は重武装をして60スタディオ

ンを駆けてアレース *Ἄρης* 神社に至る競走であり、第六は射手の競走で、山を越え谷を渡り100スタディオンを駆けて、アポロ (*Ἀπόλλων*) 神社及びアルテミス (*Ἄρτεμις*、アポロの姉) 神社に至って決勝点とする。小児は半距離、少年は3分の2距離とする。13歳より18歳までの女子は強制的にこれらの競走に加わらしめられる。

音楽の競技は祭礼のときにこれを行う。3年毎に行うか5年毎に行うかは法律守護者・競技審判官・教育指導者⁽²⁾が決定する。

農業に関する立法についてはゼウスの法律がある。これは境界の法律であって他人の境界を侵すものを罰するものである。動かすべからざるものを動かすことはゼウスの最も悪むところとしてその罰は重い。灌水については古来よりの慣習法があるから、これに従うべきである。水を引くには他人に害を及ぼすことなく、隣接地は互いに我意をもって他人に損害を与えないように留意し、これを無視するときは、訴訟を起こして損害賠償を請求することができ、また罰則が設けられている。水流に対しては害毒物を投下することを厳禁し、もし水を汚損・毒害して他人に損害を与えたときは、損害を賠償し浄水する義務が課せられる。

工匠に関する法律について次のごとき規定がある。軍人は工匠のことをなすことができない。軍人は国家防衛の任を負うているので、他のことがらに関与する暇がないからである。工匠は必ず一人一芸と定め、二芸以上兼ねてはならない。都市の守衛はこのことを監督し、この法に違ふ者は、軍人はその諸権利が剝奪され、外国人はこれを拘禁しまたは国外に追放する。輸出にも輸入にも関税を課することはなく、不必要なるものを外国より輸入することはなく、国内において必要なるものを外国に輸出することもない。武器の輸入は将官がこれを掌る。国民間の自由貿易は許されない⁽³⁾。

村落法によると、村落は12あって、各12区の中央に村落を置き、神社及び市場を設けヘスチア・ゼウス・アテーネーの神社を必ず設け、神域は高地とし、戦時にはこの地によって敵軍を防禦する。工匠は13組合とし、その1組合は都市におき、他の12組合は各区に置き、農夫の便益に供する。市場アゴラ (*ἀγορά*) を管理するのはアゴラの守衛であって、市場の周辺にある神社を管理し、市場

を整備し、市場法の遵守を監督する。市場日に関して、月の第1日は穀物の売買であり、第10日は液体の売買であり、第23日は動物・毛皮の売買であって、農夫が売手であり外国人が買手である。その他の品物は行政官の指定する市場において即金にて取引を行う。この場合の信用貸借については法律は関与しない。すべて取引において法定価格を超過するときは、行政官これを登録する。工匠等が外国より来たって芸業を修業せんとするときは、20年間滞在を許可する。その者が国家に利益し或は功労あるときは、更に滞在期間が延長される。外国人の子の滞在期間も同一法によって定められ、その期間は15歳より始まって20年間である。⁽⁴⁾

（註）

- (1) Platon, Nomoi, 804cd.
- (2) Ibid., 831bc.
- (3) Ibid., 838a-d.
- (4) Ibid., 842d-843a.

(6) ノモスと罰則

刑罰及び訴訟手続については次のごとくにのべている。第一の法律は神社強盗罪である。勿論善良なる教育を受けた市民にはかかる犯罪は行われぬが従僕や外国人等にはかかる者がある。強盗犯人は人間性より来るものではなく祖先より遺伝したもので、自ら祓浄し、神を祭り供物を奉納し、善人と交わり、悪人を避けるように努めしめる。かくして治癒されるときは可なるも、然らざるときは死刑に処す。奴隸または外国人なるときは、顔面及び両手に烙印し鞭笞を加えて裸体のまま国外に放逐する。法律は犯罪者の改悛か、犯罪の禁遏か、いずれかを目的とする。刑罰は人に無益の害を加えんとするものではない。死刑に処せられたる者の不義は子孫に及ぼすことなく、またその財産を没収することもない。⁽¹⁾

刑罰には死刑・禁錮・鞭笞・罰金・檻禁・遠島等がある。重大犯罪には法律守護者の聴訟とする。裁判官は年齢をもって席次を定め、訴訟は原告及び被告の陳述に始まり、次に年長の裁判官が審問し、3日間証拠類を蒐集する。毎日

裁判官はその日の記録に調印して、これをヘスチア神の机上に納める。彼等は十分の証拠を得て、正しく裁判することを宣誓し、投票をもって裁決し訴訟を終る。投票は公開の法廷で傍聴人の面前で行う。⁽²⁾

憲法の擁護は法律の第一の目的である。国家の大敵は暴君の擁立か、一揆反乱である。もし行政官がその反乱者を知りながらまたは気づかずして、その報告を怠り処分しないときは、犯罪者と同様の罪で罰せられる。その刑罰は死刑である。しかし子は父の不義に連座することなく、その家族の者は配分地と不動産を除き他の財産をとりまとめて祖先の居住せし地方に移住せしめる。この場合子供の多い家族中より10人の少年を選んでデルフォイの神託によって、そのうちの1人に、その配分地を相続せしめる。⁽³⁾

窃盗犯人に対しては、その窃盗額の2倍を返還せしめる。もし返還することができないときは禁錮に処す。⁽⁴⁾

しかし、罪を断ずるに当って有意の犯罪と無意の犯罪とを区別しなければならない。例えば神社強盗・反乱・暴動等について、これらの犯罪がその本心の喪失状態または老齢にて精神耗弱の状態にて行われたときは、その者の与えた損害を賠償するのみにて、それ以上罰せられることがない。また殺人罪にも有意・無意の二種がある。人もし行政官の許可せる競技・練兵の際意思なくして他人を殺すときは、その人は無罪である。ただデルフォイの神託の要求するところの祓浄式を行うのである。人もし他人の奴隷を自分の奴隷と思い、意思なくしてこれを殺すときは、その主人に奴隷の価値の2倍の額を支払い、競技のときよりも一層大なる祓浄式を行う。もし意思なくして自由公民を殺すときは、祓浄式を行い、殺人者は1年間その土地を離れる。外国人を殺すときはその外国人の土地を去り、またはその土地に行くことを避ける。外国旅客が国民・居留民・外国人を殺すときは終身追放に処し、もし再び帰り来るときは死刑に処し、その者の財産はこれを死者の最近親に渡す。情に激して行いたる殺人罪は二種に分ち、一つは後に至って後悔の伴うものであり、他は後悔の伴わないものである。これらは、その原因は有意と無意との中間である忿怒である。突然の衝動によって行うものはもとより全く無意ではないが、無意の面影を有するがゆえに、多少酌量してその刑罰を軽減する。それゆえに前者の場合は2カ年

間国外追放に処する。後者は3カ年の追放処分とする。罪人で国外追放に処せられた者が期限満了して帰国するときは法律守護官が国境に12名の裁判官を送り帰国の可否を決定する。追放者が帰国して再び同罪を犯すときは永久国外追放に処し、帰国するときは死刑に処す。奴隷が怒に乗じて自己の主人または自由公民を殺すときは、死者の親戚は欲するままにこれを処分することができ、決して生命を助けてはならない。父母怒に乗じてその子女を殺すときは、3カ年の国外追放に処し、帰国しても夫婦の同棲を許さない。夫が妻を殺し、妻が夫を殺した場合も同様の刑罰が課せられる。兄弟姉妹が互いに他を殺す場合の刑罰もこれと同様である。子が親を殺し、親が死する前に子の罪を赦すときは、無意の殺人罪をもって論じ、それに相当する刑罰を課す。もし親が赦さないときは死刑に処することは当然である。たとえいかなる理由があろうとも自己の所生を殺すがごときは死刑以外に適當なる刑罰がない。内乱に際しては兄弟が兄弟を、奴隷が奴隷を、外国人が外国人を殺すとも無罪である。これは戦場において敵を殺すと同視すべきである。⁽⁵⁾

有意の犯罪の最大原因は金銭の欲望である。これは精神の尊さ、身体の尊さを知らない無知の致すところである。もし悪意をもって親戚を殺すときは、殺人者を死刑に処し、その死体を埋葬することを許さない。もし脱走するときは永久国外追放とし、帰国すれば被害者の親戚は彼を殺してもよいのである。奴隷悪意をもって自由公民を殺すとき、被害者の墓地につれて行き、死刑執行者が鞭笞をもって殺す。神話の伝えるところによると殺人者はその行ったところと同じ懲罰を受くべきである。死刑の判決を受けたときは行刑吏はこれを市外の三叉路に連れてゆき、これを殺し、死体は裸体のまま放棄し、各行政官は石を死体の頭に投じ、行刑の正当なることを認める。人もし窃盗犯人・強盗犯人または婦女小児に暴行する者を殺しても無罪である。また父母・兄弟・妻子及び親戚を防衛せんがために人を殺しても正当防衛として無罪である。⁽⁶⁾

国民の第一義務は公共の利益を目的として行動することである。公共の利益は国家を統一し、善くこれを保持するが、個人の利益のみの追求は国家を瓦解せしめるに至る。しかし、人間には個人の利益追求の欲望が強く悪事が行われるのでこれを防止して公共の利益を守るように規制するところの法律を必要と

する。法律は大綱を定めるにとどまり、それを具体的の事象に解釈・適用することは裁判官に委ねなければならない。人もし殺害の目的をもって人を傷害するときは、たとえその目的を達しなくとも、殺人罪として裁判する。しかしこの場合は死刑にせずして、永久国外追放とする。被害者に対する損害は法廷が評価して、死亡せしものと同様にみなし、加害者をして賠償せしめる。子が故意に父母を傷害し、奴隷が主人を、兄弟が兄弟を傷害するときは、すべて死刑とする。殺意をもって夫が妻を、妻が夫を傷害するときは、永久国外追放に処す。国家は一家一家を大切に保護し、各家を神聖幸福に保存する義務がある。それゆえに家の相続人が大罪を犯して、死刑か終身国外追放に処せられたときは、その家の者を赦し、親戚と法律守護者が協議して、子多き家より1人を選んで相続せしめる。人もし怒に乗じて他人を傷害したとき、その傷が治癒するときは、損害の2倍額を罰金とする。治癒しないときは、損害の4倍の罰金を課す。人もし自己よりも20年以上の年長者を殴打するときは、その場にある者これを防禦し、殴打者を法廷にひき来り、裁判官の判断により1年以上の禁錮に処す。外国人が自己よりも20年以上の年長者を殴打するときは、2カ年の禁錮に処す。傍観者にして救援を与えないときは、第一級民は1ミナ、第二級民は50ドラクマ、第三級民は30ドラクマ、第四級民は20ドラクマの罰金に処す。⁽⁷⁾

法律の目的は善良なる人を教訓して法律の必要なからんことを期すると同時に教訓に服しない悪人を制御せんとするものである。神を恐れず、天罰を思わずして父母に暴行を加えるがごときは、蔽刑をもって臨むべきである。人もしその両親を殴打するときは、永久に偏地追放に処し、もし帰り来るときは死刑に処す。奴隷もし自由公民を殴打するときは、傍観者は彼を捕えて被害者に引渡し、被害者は思うままに彼を殴打して後彼の主人に返す。彼が逃れて帰ったときは、この主人これを縛り、被害者の承諾あるまで解くことが許されない。⁽⁸⁾

（註）

- (1) Platon, *Nomoi*, 909c.
- (2) *Ibid.*, 861bc.
- (3) *Ibid.*, 861de.
- (4) *Ibid.*, 862.

- (5) Ibid., 863a-865b.
- (6) Ibid., 872bc.
- (7) Ibid., 880d-881c.
- (8) Ibid., 881e-882a.

CONTENTS

CHAPTER I
CHAPTER II
CHAPTER III
CHAPTER IV